

令和 5 年 6 月 佐川町議会定例会会議録(第 2 号)

招集年月日 令和 5 年 6 月 5 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和 5 年 6 月 5 日 午前 9 時宣告

開 議 令和 5 年 6 月 5 日 午前 9 時宣告（第 4 日）

応 招 議 員	1 番	齋 藤	光	2 番	岡 林	哲 司	3 番	山 本	和 輝
	4 番	田 村	幸 生	5 番	橋 元	陽 一	6 番	宮 崎	知 恵 子
	7 番	西 森	勝 仁	8 番	下 川	芳 樹	9 番	坂 本	玲 子
	1 0 番	森	正 彦	1 1 番	松 浦	隆 起	1 2 番	岡 村	統 正
	1 3 番	永 田	耕 朗	1 4 番	藤 原	健 祐			

不応招議員 な し

出 席 議 員	1 番	齋 藤	光	3 番	山 本	和 輝	4 番	田 村	幸 生
	5 番	橋 元	陽 一	6 番	宮 崎	知 恵 子	7 番	西 森	勝 仁
	8 番	下 川	芳 樹	9 番	坂 本	玲 子	1 0 番	森	正 彦
	1 1 番	松 浦	隆 起	1 2 番	岡 村	統 正	1 3 番	永 田	耕 朗
	1 4 番	藤 原	健 祐						

欠 席 議 員 な し

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 雅徳

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和5年6月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和5年6月5日 午前9時開議

日程第 1

一 般 質 問

議長（西森勝仁君）

おはようございます。定刻です。ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は通告順とします。

11 番、松浦隆起君の発言を許します。

11 番（松浦隆起君）

おはようございます。11 番、松浦隆起でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1 点目に観光振興と道の駅についてお伺いいたします。具体的には朝ドラの効果を生かす観光振興の取り組みと、道の駅公園おもちや美術館の運営等について、お聞きをしていきたいと思います。

まずは、この道の駅の運営等についてお聞きをしていきたいと思います。約 10 数年前からと思いますが、検討が続いておりましたこの道の駅がいよいよ今月 25 日にグランドオープンを迎えます。改めまして、今まで様々な形で関わっていただいた多くの方のご努力に敬意を表しますとともに、感謝を申し上げたいと思います。

そして、基本計画策定委員会の委員の 1 人として、この道の駅の成功を願っております 1 人であります。そういった点から、道の駅の運営体制についてお聞きをしていきたいと思います。

まず 25 日のグランドオープン時の人員体制も含めた受け入れ体制についてお聞きいたします。オープン日の 25 日はちょうど日曜日にあたりまして、基本的に大型商業施設等の開店日としては、できれば一番避けたい曜日であります。多くの方が訪れることが容易に想定をされ混乱が生じかねないということではありますが、そうは言いつてもこの日時は今からは変更できないわけで、できる限りの受け入れ体制をとっておくということが必要とされると思います。

そこでお聞きをしていきたいと思いますが、まず 1 点目は、オープン初日の来客数をどの程度に予測されておられるのかという点であります。通常商業施設の営業については、売上目標や、来店客数を設定をいたします。これは、県内の道の駅の開店日とか初日のオープンの来客数を参考に、ある程度予測可能ではないかと思います。

そしてそこから車の来場台数もある程度は想定をしておかなければならない、できるのではないかと思います。

2点目は、車での来場者をどのように受入れるのかという点であります。6月広報に開駅式典のため桜座に駐車してくださいというお願いが、上の方に載っておりましたが、ただすべての方にこのお知らせが行き渡るわけではありませんので、当然、道の駅に直接来られる方、特に町外の方等への対応が不可欠となります。

先ほど言いましたように、初日が日曜日ということで、想定以上に相当な人が訪れることが予測をされます。その意味でも、来場する車の誘導の仕方、臨時駐車場の振り分け方など、相当考えておく必要があると思います。

そしてオープン後、月曜日からにつきましても、ほぼ1週間ぐらいは、このオープンの対応ということで考えておく必要があると思います。土佐国道事務所や警察との事前の打ち合わせも不可欠ではないかと思っております。臨時駐車場を何カ所考えておられるのかも含めまして、以上の2点について、今の時点でどのようにお考えでられるのかお伺いをいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

おはようございます。それでは、松浦議員のご質問にお答えいたします。

オープン当日25日の来場者数につきましては、道の駅の駅長とも話をしましたが、最低千人ほどは来て欲しいというところで考えております。千人来ていただくためには、それなりの駐車場も必要となってきます。

当初は桜座とスポーツパークを臨時駐車場でというところを考えておりました。ただ、この千人の来場というところもありますので、上町の観光駐車場、また役場の駐車場につきましても、臨時駐車場として対応できるように、人員配置を含めて、計画を今しているところです。オープン日以降のオープン日以降の平日の警備につきましても、当初は配置をしないということで、議員の皆様にはご説明をさせていただいておりましたが、それでは混乱するんではないかというご指摘もいただいておりますので、6月中につきましても、場内に警備員を配置するというところで、現在、計画を進めております。

7月以降につきましては、この6月の状況を含めて、どうしてい

くのかを検討していきたいと考えているところでございます。以上です。あとですね、あと、すいません。他の関係機関との協議ですが、土佐国道事務所とは、当日の警備体制も含めてどうするのか、現在協議を行っております。また警察との協議につきましては、議会が終わった後ですね、交通渋滞についてどのようにするのか、相談に行きたいというところで考えているところです。以上です。

11 番（松浦隆起君）

お答えをいただきましたが、土佐国道事務所、また警察と事前の打ち合わせをしっかりとすることをお聞きをしましたので、少し、事前の話ではちょっと違ってましたから、安心をしました。事前のお話の中で今でも今のご答弁でも、駐車場内というお話もありましたが、駐車場内も非常に大事であります。ただ国道から入ってくる車をどうさばいていくのか。特に初日のところは非常にそこが大事になってくるのではないかと。

この来場者による国道の渋滞を少しでも和らげるために、道の駅の駐車場が満車になった場合、出入口で満車等の案内をしては、到底対応できないと、あそこの入口で案内するようでは。よくオープンの時に見かける光景ですけども、それをすると、西行き東行き、大変なことになるんじゃないかと思っております。

かなり東向き西向きともかなり手前から道の駅の満車の情報、駐車場の情報、それから満車なら臨時駐車場への案内というものを、道の駅の入口付近で車が止まることなく、例えば東からこられる方なら、長竹あたりのドライブインのあたりとかで大きな標識を出して、案内をしていくとか、臨時駐車場へと止まることなく、入口で止まらなくてもそのまま行ってもらおうということをしていかないと、あそこで、東へ行く西へ行く両方が案内を受けるなんていうことになると、大渋滞になるんじゃないかと思しますので、またその越知方面から来られる方、向こうから東向きに来られる方については今臨時駐車場の話がありましたが、もう手前で来られてからなると、Uターンする場所が必要になってくるので、もう満車の状態多分すぐに満車になると思いますから、そのまま臨時駐車場いけるような、ことを、案内板も含めて、しっかり事前に、これは相当周到な準備をしていないと、当日になっては、もう本当にお手上げ状態になると思います。

今の千人という来場者数の、想定してるというお話でしたが、あ

えて言いませんが、しっかり想定をして、他の道の駅の初日がどうであったか。ということと、今の道の駅に対する、今、だんだん期待値が上がってきてるというのも踏まえて、しっかり準備をしていたきたいと思いますが、再度その点について答弁いただきたいと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。まずドライバーへの案内につきましては、大きな看板、ワンサイズぐらいの大きなものを作って、事前に周知はしていきたいと考えております。まず東から来る道につきましては私も松浦議員とお話した後、どのあたりがいいのかというところを、運転者が見ましたが、坂道の直線ガソリンスタンド過ぎてからでも600メートルとか700メートル程度ありますので、直進で、安全に運転できるところで周知をしては、周知をして十分間に合うのではないかと考えております。

また、西から来る越知方面から来る方に対しましては、道の駅の方に案内するのではなく、まずもう臨時駐車場の方に入れて、シャトルバスで送迎をするというところを前提にして、していきたいと考えております。

道の駅の駐車場につきましては、メインとなる舗装している駐車場は、式典会場として使えませんので、道の駅内の臨時駐車場については、100台前後になる見込みですので、すぐに満車になると考えております。桜座、スポーツパークが満車になりましたら、西の西から来る車につきましては、ヤマダ電機からしまむらさんのあたりのどこかで上町の観光駐車場もしくは役場の駐車場の方に右折をしていただくような案内をしていきたいと考えております。

おそらく、私たちが経験したことないような、渋滞が発生するとも思われますので、そのあたりは関係機関等も含めて、また財団法人ともしっかりと協議をして、どのような対策をするのか、25日までにし、できる限りの対策はしていきたいと考えております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

はい。課長言われるように、実際にどれだけ来られるかわからない。それを今先ほどの来場客数を想定しているようですが、それ以上の想定で本当に構え過ぎぐらいの準備をしても、全く構わないので、事前にこちら側の準備、それから土佐国道事務所との協議、

それから警察にもしっかり当日になってから、警察からどんどん言われるということになると、お手上げになるので、そのあたりの事前の準備をしっかりお願いをしたいと思います。

それでは次に、道の駅の運営体制についてお聞きしたいと思います。この道の駅の運営は、財団法人によって運営されることになっております。代表理事は副町長が務めておりますが、道の駅の実質の運営については、駅長が行うものと思っております。

お聞きしたいのはこの道の駅の運営を行う上でこういった組織体系になっているのか、それぞれの部署で誰が責任を持って判断をしていくのかということであります。

そこでそれぞれお聞きしたいと思いますが、まず道の駅全体の全体という意味で少しあるかもわかりませんが全体の責任者を誰かという点が1つ。それから2つ目はおもちゃ美術館の責任者は誰か。

3つ目は、公園管理の責任者は誰かという点であります。まずはこの点についてお答えをいただきたいと思います。

副町長（田村正和君）

松浦議員のご質問にお答えをさせていただきます。

道の駅を運営をする財団法人の一番の代表は代表理事、私になります。それぞれ道の駅には物販部門でありましたり、それからおもちゃ美術館でありましたり、いろんな総務部門でありましたり、ございますが、実質常勤でいる、のがですね駅長になりますので、駅長がすべてを統括するという形にしたいと思っております。

おもちゃ美術館につきましては駅長おりますけども、おもちゃ美術館の館長がおりますので、その館長が指揮をしていくというのが今の考えてる形で、すべてをその館長がおもちゃ美術館について、コントロールするということではございませんけども、係長というような立場になりますので、駅長にも相談をしながら、もし、その大きな物販物品の購入でありますとか、そういった場合には私の決裁の上、判断をしていくと。で、おもちゃ美術館につきましては通常のスケジュールというか、職員の配置でありますとか通常の業務については、館長が行うということになります。

あと公園についてはですね、今まだ完成をしておりますので指定管理をするのか直接委託で、管理をしてもらうのかまだ決まっておりますけども、指定管理になりましたら通常は駅長の管理のもとをおこなっていききたいと、今考えているところです。以上です。

11 番（松浦隆起君）

今、詳しくお答えをいただきましたが、お答えをいただいた上でお聞きをしたいと思いますが、少し今、副町長からもご答弁いただきましたが、このおもちゃ美術館の責任者、館長ということであります。

この駅長はおもちゃ美術館を管理する立場にあるのか、先ほど少しお答えいただきましたが、それからおもちゃ美術館の館長が運営上課題が出てきたときに、指示を仰ぐ相手。それぞれの場面があると思いますが、再度この点についてもう一度ご答弁いただければと思います。

副町長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。

おもちゃ美術館の組織上ですね、財団法人の規定がございます。

で、おもちゃ美術館の館長につきましては、役場でいうと係長職のポジションですので、おもちゃ美術館を統括する立場にありますけれども、当然先ほどご説明したように、高額な物品購入とか、それから上司となるの駅長に決裁を受けないかん、規定がありますので、その規定に基づいて管理をしていただくということにはなりますが、先ほども言いましたように通常のおもちゃ美術館の人員をどう配置していくとか、それから、毎日のシフトをどうしていくとか、いうようなことは通常の管理は館長が行うと、あと先ほど言ったように大きな契約をするおもちゃ美術館が購入をせないかん物品なんかの契約については、駅長それから金額によっては、私まで決裁が上がるというようなことになろうかと思っております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

もう少し聞き方が、あれでしたかもわかりませんが指示を仰ぐと聞きましたから、例えば、おもちゃ美術館運営する中で、人の配置であるとか、人の動かし方であるとか、日常のそれぞれの勤務体系の決めるであるとか、そういったことは当然この館長さんが行う。

ただその中で中のそういったことの中でも、少しこれは困ったなあ。これは少しどうしたらいいかなっていうことが、その大きな物品を買うとかということとは別に、出てくるときがあると思います。

そのときに、駅長がその相談を受けて、駅長も一緒になって考えて、管理をする立場にあるのか、それはあくまでおもちゃの館長ですよということのたてりになっているのか。これは道の駅の財団全体

のところについてもそうですけども、なぜこういうことをお聞きをしているかという、このオープンに向けて、今は少しイレギュラーな状態なので、オープン後になると、今言われてるような正常な形になると思いますが、そこは私も含んだ上の質問ですけども、様々な課題が、これは、箱物の建物の何がない、これが場所が悪い、これがないねっていう話が直接現場から上がってきてるようですけども、そういう課題が出てきている中でその課題をクリアをしていくために、最終的に誰が判断をして決定をするのか、そういう責任の所在が少し明確になっていないんじゃないかなという心配を持たざるをえないような声が、いくつか耳に入ってきております。

具体的な内容については言及は避けますが、オープンする時点からもうこういうことをクリアをしておかないと、のちのち運営上、行き詰まることになる。人と人との関係であったりとか、誰に相談したらいいのかわからない。こちらに、こちらのこととこちらが違うであると。そこをクリアしておかないといけないということもあって、お聞きをしております。役場が担当する部分と、道の駅を担当する部分。もう、今まだ準備段階のオープンしてしまうと。

オープンすると、基本的な財団の運営なので役場の職員は一步引くということになると思いますが、そのあたりの線引きをきちっとした上で、道の駅の中の、この指揮命令系統っていうのをきちんと明確にして、財団の職員の皆さんが仕事上戸惑うことがないように、現場の課題が、上までスムーズに伝わって、解決へと取り組めるような、働きやすい環境づくりというのを今から、しっかりと考えておいていただかないと、いかないのではないかと。そういうことを進めていただければというふうに思っております。

以上を踏まえまして、この点について再度、代表理事でもある副町長から、お考えをお伺いしたいと思います。

副町長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。何か館長が困った時にはですね、当然、上司である駅長に相談をするという形がないと、組織として機能しませんので、そこで解決しないものについては、私も踏まえて、含めて、検討して解決をしていくという体制をとっていきたいと考えております。

財団法人は今年になりまして、本当新しい職員も雇用しながらですね、組織として誰が、ここは担当ですよというようなことを役場

も、組織としての目標設定をしておりますけども、財団の目標設定もして、誰が担当で、ここはあなたがやるんですよと、所長でやるんですよ。ただ、当然組織ですので困った時にはですね上司の駅長か私を含めて、解決をしていきたいというそういう、そういう組織にしていきたいと考えております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

今の副町長から答弁いただいたような、そういうことを、全体に意思統一というか、皆さんにきちっと伝えて、全体で共有するということはぜひしておいていただければ、何かあったときに、いやこっからここは、こっち側のあれじゃないよとかいうことになる、やりにくいという部分が、非常に具体的なことを出せないのも僕も質問しにくいんですけど、そのあたりを今、副町長言われた通りにいけば、うまく回っていくと思うのでそこをもう一度、こういう時はこう、こういう時は誰が責任者、その一番上は、代表理事の副町長と私ですよと、いうことを、始まる前に皆さんに一度集まってもらって、職員さんの、財団の職員さんの中には、代表理事の副町長の顔を知らないという方もおられるということを聞きましたので、そこはきちっと皆さんの前で、一番トップなので、そういう話をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは次に移りたいと思います。

朝ドラの効果を生かす観光振興の取り組みについてお聞きをいたします。この点につきましては、昨年3月定例会において、提案をさせていただきました。その際、朝ドラのあまちゃんの舞台のモデルとなった岩手県久慈市と、その近隣の4つの合わせて、5市町村による取り組みを例として挙げさせていただきました。取り組みの結果、あまちゃんブームによるこの久慈市を中心とする地域への観光客は、一過性に終わることなく、ドラマが終わった後の数年間、効果が続いたようであります。

ドラマが放映されてる間は、観光協会のお客さんが来られることは、ある程度想定をされますが、大事なことは、そのチャンスを生かして、この今放送されている朝ドラのらんまんの放送が終わった後も引き続き、観光客の皆さんに来ていただけるような取り組みができるかどうかであります。そういったことから、本町においてもぜひそういった取り組みを、ドラマの始まる前から準備をして行っていくべきではないかと提案をさせていただきました。

そこでお聞きをしたいと思いますが、受入れに向けての協議会の設置、またその協議会での取り組み、また引き続き観光客の皆さんに来ていただける取り組みについて、どういったことがされておられるのか。また今後、どういったことを予定されておられるのか、お伺いをしたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。らんまんの放送決定後におきましてはこのドラマの放送を契機に改めて牧野博士の業績を顕彰するとともに、博士の生誕地佐川町の魅力を全国的に発信するため、昨年5月に佐川町の方で、牧野富太郎博士の顕彰する推進協議会のほう、立ち上げて、各種団体の方でともに何かやっというということで取り組みをして参りました。

その中でも、佐川町を全国に発信するために、これに加えまして観光振興、産業振興などをつなげるために、デジタル情報発信の強化、それから上町周辺の観光施設のリニューアルなど、受け入れ環境、受け入れ環境整備に加えまして、牧野博士顕彰事業の補助事業を創設しておりますのでこちらの方を活用しての土産物や商品開発など推進の方を行ってまいりました。

こうした取り組みによりまして徐々ではありますが、観光客を受け入れる体制の方が整ってきたのではないかとというふうに感じております。また多くの観光客の方が引き続き来ていただくためにというところで、このドラマを見て牧野博士や佐川町にも興味を持って多くの観光客の方が来てくれると思っております。

またリピーターとして佐川町に来ていただくためにも、牧野博士を感じられるようなまちづくりが大事であるのではないかと、いうふうに考えておりますので、これまでのまちまるごと植物園の事業、より一層推進していくとともに、はなもり C-LOVE やチーム田村など、こうしたボランティアの皆様が、事業の核となります、牧野公園におきまして引き続きこの植物を育てること、楽しんでいただく活動を推進していきたいというふうに考えております。以上でございます。

11 番（松浦隆起君）

はい。協議会をたち上げて各団体の方々と様々と協議をしていたいているというお話でした。このドラマが始まる前、始まった後もそうですが、様々ないろんな声が、町民の方からも聞こえてきます

が、ある町民の方からは、こんな声をいただきました。せっかく朝ドラが始まってまたとないチャンスであるけども、今ひとつ盛り上がってないように見えるという、取り組みが、何かこう、町じゅうで何かそういうムードになっていないんじゃないかという、ことで牧野植物園や越知町など周辺はいろんな取り組みをしゅうということも言われました。確かに、朝ドラが始まってから観光に来られる方は大幅に増えております。

しかしその中で、次につながる取り組みや、地域でお店をしておられる方々へその効果が波及をするような仕掛けが、きちっとできてるのかなということを感じておりまして、残念ながら、十分ではないんじゃないかなというふうに私自身は感じております。

こないだある町民の方との集まる中でお話をしていると、今お客さんが来てるんだけど、佐川にはお土産を買うものがないよねという話が出ました。それはいつの話をしてますかと。今浜口邸では、本当に宮中さんが、宮中さん、名前出してあれですが前のね事務長をしてるときから頑張って商品開発をして、浜口邸にはいろんな商品が、もう数年前から比べるとかなりの買っていただけてお土産物がそろっていると、私は言って、そう見ております。けども、多くの方の情報が、何年か前で止まっている。いまだに買うものがないなんて言ってる人がいる。で、同じその話の中でもう1人の町民の方が、いやいやそんなことはない今は、すごくいろいろ買うものがあるよと、食べるものからいろんなグッズから、その後ろ向きな情報がいまだに出てるということは、十分そういった浜口邸のアピールもできていないんじゃないかな、佐川町の情報発信ができていないんじゃないかなというふうに、その時に感じてそこで私は今の浜口邸の頑張りを皆さんにお伝えしましたが、しっかりそういうことの一つ一つの積み重ねが、この町の今回のこの朝ドラ効果を盛り上げる一つになってくるんじゃないかなと。

ここでまず一つちょっと変えて聞きますが、この観光振興に取り組む目的というのは、端的に言って、なんだというふうにお考えでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。観光振興というところで言いますと、佐川町は、やはりこれまで上町も含めまして、多くのですね見どころといたしますかそういったところで観光客の方が、訪れてきてくれ

ているというふうには感じております。

その中でいつまでもですねこの上町だけに頼るわけにもいきませんので、地域資源の掘り起こしというところで、現在わんさかわっしょい体験博を通じましていろんな観光資源の方の掘り起こしもしているところです。当然見るだけではやっぱりだめだと思いますのでそういったところですね、やはり土産物とかそういったもので買っていただける楽しみ、やはりこう見るだけでなく、やっぱりこう買って、そこの地域を楽しんでいただくということも大事だと思いますのでそういったことも含めまして、産業振興の方につなげるところは非常に重要でないかというふうに考えております。以上でございます。

11 番（松浦隆起君）

今課長から目的について詳しくお話をいただきましたが、課長がいわゆる目的もそういうことであると思いますが、いくつかこの目的は、今課長が言われたように挙げられると思いますが、そぎ落として、集約すれば、要は多くの観光客の皆さんにこの佐川町に訪れてもらって、そのことによって、この地域経済の活性化を果たすと。

そこが一番の目的ではないかなと思っております。

それは今課長も言われたように、お店で物を買ってもらう、食事をしてもらう、いろんな町内の施設に訪れてもらう。どうすればそういうことにつながっていけるのか、知恵を出しながら取り組むことが大事なことだと思います。

観光協会や商工会、また関係する団体の中に、役場がしっかりと入って、進めていかなければならないのではないかと。そういった点を踏まえて少し話を進めたいと思いますが、4月22日から24日にかけて、上町において生誕161年、牧野富太郎の生誕祭が開催されました。

この生誕祭は、実行委員会形式で実行委員会主催で行われておりましたが、そこでまずお聞きしたいと思いますが、この生誕祭の目的等、役場の担当課がどのように関わっておられたのか、お伺いをしたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。この生誕祭の目的につきましては、この牧野博士の生誕を契機として博士の業績を顕彰するとともに、牧野博士でつながる仲間づくり、まちづくり、こういったことを目指

しまして協議会の方、立ち上げております。協議会の方につきましてはこれまでもですね生誕祭の方に関わっていただきました。はなもり C-LOVE でありますとか、くろがねの会でありますとか、様々な団体と合わせまして佐川町の方もですねその組織の一員として、この実行委員会の方に加わっております。以上でございます。

11 番（松浦隆起君）

この生誕祭に、私も行かしてもらいましたが、いくつか気になる点がございました。事前に担当課長には、いくつかお話しをしておりますので、ここは詳しく申し上げませんが、一つだけ申し上げますと、生誕祭が行われたエリアにあるお店が、このチラシというかそのマップに、その地域のお店が載っていない。紹介がされていないで、これ小さなことだと思うかもしれませんが、こういう 1 点をとらえても、朝ドラ効果を町内全域、いろんなこの事業者の方に行き渡らせようとしているとは感じられないと私は思っております。

今、町内の事業者の皆さんは、コロナ禍を必死で耐え抜いて、厳しい状況の中を何とか頑張っておられます。やっとコロナが落ち着きを見せ始め、そこにこの朝ドラという、かつてない好機が訪れ、この大きなチャンスを生かしてその効果が、町内業者の皆さんに少しでも行き渡るよう、役場は力を尽くす時ではないかなと思っております。

しかし残念ながら、まだまだ足りないのではないかと私は感じております。もっと皆さんの力を集約できるように、役場がその旗振り役となっていて、知恵をかき集めていただきたいなと思っております。この生誕祭に関わっておられた方が、から少し話を聞きましたが、この生誕祭を行っていろんなイベントを 3 日間やる中で、人を佐川町に少しでも多くの人に来てもらいたい。そして来てもらった人をどうやって受け入れて、活性化につなげていくのか。それは、観光協会や商工会の皆さんやいろんな人たちを使ってやって、いただきたかったというお話をお聞きをしました。で、イベントをやる、来ていただいたそれ、その方たちのお客さんを少しでもいろんなお店で、物を買ってもらう、ものを食べてもらう。そういう仕掛けができてなかったのではないかと。その象徴的なことがありましたのでそれは課長にしっかり伝えてますけども、それをとらえても、その夜からは改善されてましたけども、しっかり、そのあたり、実行委員会の方もそのようにおっしゃっておられました。

例えば、ドラマの中でこの重要な位置付けとなっている、ドラマ見られてる方はご存知だと思いますが、バイカオウレンの花が主人公の万太郎君の、大事なものとして出てきます。その花を見たいと訪れている方も今多くいらっしゃると思います。例えば、その方々に、今は咲いてないんですよと、咲く時期じゃないんです残念ですがと。ということで、そういう説明で終わってないでしょうか。そこで終わるのではなくて、このバイカオウレンの例えば、咲いている時の写真パネルの展示や、浜口邸や、いろんなところの主要なところに、何か所か置く、それから今、下のポストに、なんか巨大化したバイカオウレンがありますが、あれのイメージできるミニチュアのものを作って、バイカオウレンはこんな状態ですよというものを作って、イメージを知ってもらおう。大事なことは、来年の花の、このバイカオウレンの2月3月、それからその時にイベントをしますね。加茂とかいろんなところで、そういう情報を載せたチラシを今来られてる方にお配りをする。

そういうことをやるのが、ドラマが終わった後も来てもらえるチャンスを作ることになると思います。残念ながら、前任課長にお聞きしましたが、そういったところまではまだできておりませんということでした。

また、生誕祭のおりに求める人の長い行列ができた山椒餅、これもドラマの中で何回か出てまいりました。なかなか巨大な山椒餅でしたが、これもなかなか大量にいつも作ることができないということとで終わってないでしょうかと。

こういった一つ一つを、先ほど協議会で様々協議をされてきたと言われておりました。説明を受けましたが、真剣に、どうやったら、観光客が引き続き来てもらえるか、どうやったら地域に活性化するのかということを具体的に、知恵を出しながら行政と事業者の方の力を合わせて、今のチャンスを大きく生かして、ドラマが終わる、秋以降も来ていただけるような取り組みをすることが、今大事だと思います。

会の中で、きれいな会で終わるのではなくて、どんなことしたら、人が、ドラマ終わった後も来るろうか、そういう実のある会議が私必要じゃないかなと思っております。今しなければ、ドラマが終わるとともに、徐々に、風とともに去りぬじゃないですけど、ドラマが終わると徐々に徐々にそのまま終わってしまうのではないかなと

いう、これは私の率直な思いでもありますし、心ある町民の方からも直接寄せられている声でもあります。

以上を踏まえて、これからどういうふうに取り組みをしていけるのか、そのご決意も含めて聞きをしたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。まずそのチラシの件につきましては、その当日会場でお配りするもの、こちらには詳細を載せておりましたが全体をPRするチラシこちらの方に、そういったちょっと配慮が足りませんかとかそういったところまでちょっと載せてらしていただけてませんでしたので、こちらについてはまた今後ですね、あらゆるイベントの時にも、そういったところはしっかり念頭に置いてですね、取り組みの方は進めていきたいというふうに考えます。

またそのバイカオウレン咲いてない時期というところで、こちらにつきましては現在花めぐりという冊子の方を作っております。これ牧野公園の中で季節ごとに咲く花、これが冊子になったものなのですが、これを昨年県の事業も活用いたしまして、デジタルこのアプリの方で見えるようなものを作っております。これは季節ごとにこのところにこういった花が咲くといったものが見えるようになっておりますのでこちらの方につきましてはこれからもしっかりとですねPRしながらですね、活用に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

それとその山椒餅でありますとかいろんなそういった商品開発、これが今回のこうした観光客がいっぱい来ているときに、必要不可欠なものでありますが、この会の中でですね確かにこういったものをここで作り上げていこうと、そういったようなところの会まで進んでいない現状もありましたので、そういったところ、先ほど松浦議員のご意見を参考にしながらですね、何か後にしっかり残るもの、こういったものができるように、この協議会以外でもですね商工会、また観光協会とも連携してるのがございますので、そういったところでしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

11 番（松浦隆起君）

はい。私が入組みの例として挙げてあげさせていただいた真面目に答弁いただきましてありがとうございます。例として挙げたのは、要はそういういろんな発想を、まだまだこれだけにとどまらず、

具体的なことを協議会の中で協議をしていく、いろんな人が集まってもらって、人が集まれば、何人集まるも文殊の知恵といいます、いっぱい出てきます。先日、買うものが、今、観光のパッケージでこられた方が時間がこれは前から言われてますが時間が限られてるので、なかなかお店に寄ったりする時間が限られてる。で買う時間も限られてる。見る時間も限られてるっていう話をしていく中で、ある町民の方が、それなら、飛行機に乗った時にあるように、カタログというか、お土産物を事前に、佐川のらんまんパックとして千円、例えば2千円、3千円、それにお菓子とかノベルティとか、お酒とか入れて、それを事前に旅行会社から配ってもらってバスの中を選んでもらって、それを注文してもらって、佐川でお渡しをするお金と交換する。そんな、そういうことをすれば事前に売れる可能性が出てくるんじゃないですかと時間がなくても、例えばこういうような知恵がいろいろ人が集まると出てくる。それを集めていくのが、役場であると思う。それをどうやって吸い上げていくのかということも含めて、まだ数カ月ありますから、しっかりこれから取り組んでいただければと思いますので、一生懸命やっておられることはわかっておりますので、よろしくお願いをします。

それでは、2点目に質問を移りたいと思います。マイナンバーカードの活用と窓口業務の効率化についてお伺いいたします。

国が令和2年12月に自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画ちょっと舌をかみそうですが、これを策定をして、デジタル社会へ向けて一歩踏み出しました。総務省はとりわけ住民に身近な行政を行う市区町村の役割が極めて重要としておりまして、この2つの点を挙げております。1点目は、みずからが行う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させること。2点目は、デジタル技術やAI等の活用により、業務効率化を図り、人的資源を、行政サービスのさらなる向上につなげていくこととしております。

間違っではない点は、このデジタルデジタルということで、デジタルに振り回されるということではなくてこのデジタル技術を活用して、職員の皆さんの業務の効率化、それから住民サービスの向上、これにつなげていくことだと思っております。本日はそういった視点も含めて、質問をさせていただきます。

まず、マイナンバーカードの普及率と現状、それからコンビニエ

ンスストアでの証明書の発行についてお伺いいたします。このマイナンバーカードにつきましては、今まで4回質問しておりまして今回5回目ですが、町民の皆さんの利便性の向上に向けての取り組みとしてお聞きしたいと思います。政府がマイナンバーカード、基本的にポイント付与するマイナポイントの制度が2020年6月1日に開始をされ、昨年1月1日より合計で2万円分のポイントが付与されるマイナポイント第2弾が開始をされました。佐川町におきましても、これによりまして多くの方がマイナンバーカードの申請に役場に訪れておりました。日曜日にも受け付けをしていただくなど、職員の方のご努力もあったと思います。その結果、普及率もかなり上昇したのではないかと思います。昨年の質問の折に、お伺いしたときのご答弁では、令和4年の2月13日現在、交付件数が3千人、交付率は約24%と、記憶しております。そこで今、現時点での交付件数と交付率をお伺いしたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

おはようございます。松浦議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和5年4月末日現在、本町のマイナンバーカードの申請件数は9,629人。申請率としまして77.7%、交付件数としましては7,895人、交付率は63.7%となっております。2月末日と比較しますと、申請率で6.3%、交付率で11.1%の増となっております。以上でございます。

11番（松浦隆起君）

今、交付率をお聞きをしました。職員の皆様のご努力もあって申請件数はほぼ3倍以上になっておられると、交付率でも63.7と、この24%からいくと、かなりの交付になっていると思います。これから大事なことは、いかに交付されているこのカードを利用して利便性につながっていきけるか、つなげていきけるかということであります。

現在マイナンバーカードは、手続きをすれば健康保険証としても利用できるようになっておりまして、この2日に可決成立をしましたマイナンバー法の改正では、来年の秋に、現行の健康保険証がマイナンバーカードと一体され、一体化されるということが決まりました。その他、マイナンバーカードを利用した様々な取り組みが検討されております。

その中で、すでに多くの自治体で取り組まれておりますのが、マ

イナンバーカードを利用してのコンビニエンスストアでの証明書の発行であります。この取り組みにつきましては、令和2年の12月定例会、それから昨年（令和3年）の定例会でお聞きをしております。

昨年片岡町長からは、住民の方々にはかなり利便性が向上して、時間外にもとっていただける、そういうシステムとなっており、これについてはできるだけ早い時期に導入を検討していきたい。導入をしていくという、ご答弁をいただきました。

その後、検討の結果どうなったのか、現状と見通しについて伺いしたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。マイナンバーカードの普及する中、行政におきましては、マイナンバーカードを利用したサービスを提供し、住民の利便性の向上を図っていくことは喫緊の課題となっております。

マイナンバーカードはデジタル社会の基盤となるものであり、とりわけ行政手続きにおける窓口のデジタル化には欠かすことができないものです。国ではマイナンバーカードの利用拡大として、引っ越しワンストップサービス、運転免許証への一体化、市民カード等利用拡大に向けた様々な取り組みを進めております。

本町におきましても、マイナンバーカードの普及に合わせ、マイナンバーカードのオンラインでの申請の活用や、各種証明の各種証明書のコンビニ交付など、様々な分野でマイナンバーカードの活用方法を検討し、住民の利便性を図っていくことは必要不可欠と考えております。

そのため、国が示しました自治体DXの推進計画の、重点取り組み事項でありますよう行政手続きのオンライン化の取り組みとしましては、令和5年4月からマイナンバーカードを用いたマイナポータルから子育て関連15手続き介護関連11手続きのオンライン申請受け付けを開始し、マイナンバーカード利用のサービスを提供しております。

また、重点取り組み項目のマイナンバーカードの普及促進の取り組みとしまして、休日窓口の開設や夜間や平日夜間の開庁時間の延長など、マイナンバーカードの取得手続きの利便性の向上に努めておりますが、今後、本町独自のマイナンバーカードの活用支援の検討が必要であると考えております。

コンビニ交付は、マイナンバーカード利用サービスの一つであり、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書等をコンビニエンスストアで取得できるサービスです。

松浦議員がおっしゃいますように、令和4年3月の議会定例会におきまして、証明書のコンビニ交付についてのご質問に対しまして、町長の方が、できるだけ早い時期に導入を検討し、導入していくという旨の回答を行っております。

町長の答弁を受けまして、その後、令和4年度ですが、コンビニ交付を検討するにあたり、必要な情報の収集を実施しました。具体的には、近隣の先行導入自治体の運用状況、そして本町の基幹システム事業者からシステム改修の見積もり聴取を行っております。

また、町民課窓口におきまして、来庁者を対象に、コンビニ交付につきましの質問を含む窓口サービスアンケート調査を実施しました。しかしながら具体的な検討にまでは至っておりません。

今後の取り組みにつき、今後の取り組みにつきましては、まず結論からお答えさせていただきます。コンビニ交付につきましては、自治体DX推進計画に挙げられている重点項目のマイナンバーカードの普及促進のさらなる推進を図るため、本町独自のマイナンバーカード活用支援が必要であること。2つ目としまして、窓口サービスアンケートの結果、約7割の住民がコンビニ交付を利用したいという回答をいただいております、住民が望んでいること。そして、令和5年5月現在、高知県内20の自治体で導入されていること。このようなことを総合的に判断し、令和6年度当初予算に関連経費を計上し、令和6年度中に運用開始できるように準備を進めてまいります。

そのために今年度は、証明書交付担当課であります町民課が主体となり、庁内に検討グループを立ち上げ、関連部署と連携を図りながら、コンビニ交付の対象とする証明書、コンビニ交付導入に伴う本庁出先機関等における各証明書の交付体制、コンビニ交付実施に向けた例規の体制、関係機関との調整など、導入に導入前の検討を行って臨みたいと思います。以上でございます。

11 番（松浦隆起君）

はい。ありがとうございます。検討を、具体的な検討に至っていないということを言われましたが前段でお話を聞いていくと、しっかりと調査をしてアンケートをとって、検討していただいていたというふうに、受け取っております。

その結果、来年度、6年度で予算化をして、具体的に進めていくということで、ぜひ進めていっていただきたいと思います。この今回の法改正というのは、先ほど課長からも答弁ありますが、この行政事務におけるマイナンバーの利用と情報連携、これを拡大をして行政手続きの省略化などを図ることが目的とされておりますので、職員の皆さんの業務の効率それから、住民サービスの向上に向けてこのマイナカードを使ってのコンビニ交付というのは非常に役に立つのではないかなと思っておりますので、今計画しておられる6年度に向けてしっかり準備をしていただければと思います。

それでは次に、窓口業務の効率化についてお伺いいたします。具体的な取り組みとして書かない窓口についてお伺いいたします。デジタル技術の活用による地域活性化を目指したデジタル田園都市国家構想は、政府が、決定をした総合戦略であります。デジタル実装に取り組む自治体を2027年度までに1,500に増やす目標を掲げております。この実装とは、デジタル技術を活用した事業を実用化することです。その取り組みの一つと言われておりますのが、このマイナンバーカードの活用や職員の聞き取りなどによる、いわゆる書かない窓口であります。全国の自治体に広がっておりますが、利用者と職員双方に手続き時間の短縮、業務改善といったメリットがあり、政府が進める自治体デジタルトランスフォーメーションの一環として、国も支援をしていく意向を示しております。

河野太郎デジタル担当相は、この窓口は、メリットは非常に大きく、全国でぜひ、そのメリットを享受できるように頑張りたいと。推進する意向を示しております。国は、1月末で2万3千人を超す推進員をさらに拡大する考えも示しております。

この書かない窓口とは、住民が申請書類を記入しなくても証明書類の発行手続きができるものでありまして、窓口職員に本人確認書類を提示すれば、職員が申請書を作成し、本人確認をえて、手続きが完了します。実施している自治体の来場者からは簡単、短時間でできたと、大歓迎をされております。この書かない窓口の先駆的な自治体の一つが、本町の姉妹友好都市でもあります北海道北見市であります。日常業務の非効率を痛感していた市職員の方が、協議を重ね、IT企業の支援も得てシステム化を進めていたもので、北見市では2016年に書かない窓口を導入をし、転入、婚姻などの必要な複数の手続きを1カ所に対応しております。職員の方が情報入力し

て、利用者が内容を確認証明すれば、手続きは完了すると。このワンストップ化により、利用者と職員双方の負担が軽減し、業務改善につながってるとのこと、利用者の方からも、手続きが簡単になったと好評のようであります。

書かない窓口を開設している自治体では、マイナーカードや運転免許証の情報を読み取ったり、聞き取りで情報を入力するなど、各自治体ごとに様々な工夫がされております。

今後ますます行政側がデジタル化を求められますし、デジタル化による業務の見直しや簡素化を進め、町民の利便性向上へ取り組むことは、大事なことで感じております。その意味からも、書かない窓口の開設に向けて、ぜひ、具体的な検討を進めていただきたいと思います。

これは、はい、じゃあ来年からっていうふうにはなかなかいいことであるとは、私は考えております。先ほど例に挙げた北見市はこの書かない窓口に至るまで、もう数年来、この窓口業務の効率化に向けていろんな取り組みをされて、その中で2016年に、こういった取り組みに切り換えた、それまでの長い北見市さんのご努力があったと。少し勉強させていただくとそういうことを感じました。

ですから、これに向けてどういったものを進めていくのかという検討も含めれば、すぐに簡単にといいことにはいかないと思いますが、これに向けて導入に向けて検討を進めるということも含めたご答弁をいただければと思います。このことについて、お考えをお伺いしたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

ご質問にお答えさせていただきます。

ここ数年書かない窓口という言葉をよく耳にする機会が増えたかと存じます。先ほど松浦議員さんもおっしゃいましたように、この窓口書かない窓口、出生、死亡、転出転入といった、いろんな手続きが必要となる場面におきまして、書かない、持たない回らないワンストップサービスを実現する窓口でございます。

北見市をはじめ、多くの自治体で書かない窓口を導入する自治体が増えてきております。北見市は、この書かない窓口によります窓口改革の先進事例として、全国でも知られておるところであり、取り組みは、自治体向けセミナーやインターネット等を通じまして、導入までの経緯取り組み、また導入に向けたポイント等、広く周知

されているところでございます。先ほど松浦議員さんがご説明した部分と重複するかもしれませんが、北見市の窓口改革の取り組みについて少しお話をさせていただきます。

北見市では、今から10年ほど前、窓口での手続きをもっと簡素化し、住民サービスの向上を図りたい。また、職員の業務効率化も合わせて実現し、していきたいという職員の、提案からスタートしたものです。また職員の業務効率化、業務業務効率化も合わせて実現したいという職員、すいません。新人職員によります、窓口体験を通じ、申請用紙への記入方法がわからない。何度も住民や名前を聞かされる、複数の窓口をたらいまわしされる。そしてまた、これらのことより、住民と職員、両方ともに手間の時間がかかっていることが課題として洗い出され、その解決に取り組まれたそうです。

それから約10年の10年をかけまして、徐々に先ほど挙げました課題解決に取り込まれた結果、今のいわゆる書かない窓口が実現したということです。デジタル化の技術の推移、進展により、サービスのデジタル化が飛躍的に高まる中、国民がデジタル社会の恩恵を受けられるよう、地方自治体の住民サービスにつきましても、デジタル化の推進を本格的に取り組んでいくことが求められております。

そのため、マイナポータルや地方自治体独自の電子申請システムの利用によるオンライン申請の推進に加え、デジタル化の推進に合わせました業務改善を通し、従来の窓口業務進化させることや、身近な接点の利便性の向上、合わせて進めることで、誰1人取る取り残されない人にやさしいデジタル化を実現することが必要となってきました。

先ほども申し上げましたが、本町では国が示しました自治体DX推進計画に掲げられている重点取り組み事項に沿って取り組みを実施することにより、デジタル化の推進も図っております。書かない窓口の導入は、重点取り組み事項の一つであります。行政手続きのオンライン化の取り組みの一翼を担うものであると考えており、まずは町民課を初めとする窓口サービス関連部署が連携しながら、既存のやり方にとらわれない抜本的な業務フローの見直し、いわゆる業務改革を行うことが重要であると考えております。

どこまでできるかわかりませんが、北見市等の先進事例を参考にしながら、業務フローの見直しに努め、書かない、持たない、回らないワンストップ窓口の導入に向け、今年度からしっかりと取り組み、

窓口改革の目的であります住民の利便性の向上、職員の業務の効率化の実現を目指して参ります。以上でございます。

11 番（松浦隆起君）

非常に丁寧にご答弁をいただきました。国の方針に沿って本町でも、これから目的は書かない窓口ということではなくて、業務を効率化する。町民の皆さんが少しでも窓口で処理がしやすいということが目的でありますから、それに向けて今年度からしっかりと検討していただけるということですので、よろしくお願いします。

この行政のデジタル化において、忘れてはいけない大事な視点というのが、そういったところで、仕事をされてるアクセンチュア株式会社というところのディレクターであります、海老原誠一さんという方が、こういうふうに言われております。行政サービスのデジタル化と聞くと、効率ばかり追い求めて不慣れな高齢者を置いてきぼりにしてしまうものという誤解が一部にあります。画一化され、地域の魅力がなくなるのではとの声も聞こえます。

しかし、デジタル化の恩恵は若い世代だけでなく、むしろ高齢者や障害のある方にこそ大きい、本来のゴールは効率化で生み出された時間や財源を使って、住民一人一人に寄り添ったきめ細やかなサービスを実現すること。その地域の魅力を一層輝かせることになるのですと、ぜひ、そういったことに向けて、まさに住民の皆さんに先ほど課長からも言っていたいただきました取り残さない、寄り添える行政に向けて、ぜひ前向きな検討をこれから進めていただけるということですのでよろしくお願いします。

それでは、3点目の質問に移りたいと思います。

带状疱疹ワクチン接種に対する助成についてお伺いいたします。

この質問につきましては、この3月定例会でもお聞きをしました。

一度お聞きしておりますのであまり具体的な内容については省かせていただきますが、加齢とともに発症のリスクが高まり、中高年に多いとされているこの带状疱疹の予防へのワクチン接種に対して助成を行う取り組みでございます。带状疱疹の発症率は、50歳を境に急激に上昇し、60代から80代でピークを迎えます。高齢化が進む中、シニア世代の方々が元気に活躍されることはとても大切なことであり、また、高齢になってからの強い痛みはとても苦痛だと思います。しかし、带状疱疹ワクチンの接種費用は、生ワクチンで1回8千円程度、不活化ワクチンは1回2万2千円程度と高額で、し

かも、2回接種をしなければなりません。そのため、接種をちゅうちょされる方も少なくないとお聞きをしております。

そういった状況を踏まえてこの带状疱疹ワクチンの接種費用について助成を行う自治体が、全国的には増えてきております。本町においてもぜひワクチン接種への助成制度に取り組んでいただきたいということから、3月定例会において、ご質問させていただきました。課長からは、現時点で助成を行うことは考えておりませんと、国の定期予防接種化に向けての動向を注視しながら、県内自治体とも情報交換をさせていただきながら、必要に応じて検討の導入の検討してまいりたいと。思いますという答弁をいただきまして、町長からも同様のご答弁をいただいております。

しかし一方で、同じ3月の定例会におきまして、土佐町においては、ワクチン接種費用助成制度の創設に向けて検討を始めるという記事が高知新聞に載っておりました。また、今日の通告には出しておりませんからお聞きはしませんが、高齢者の補聴器の購入補助の土佐町では進めていくということも載っておりました。

また、全国に目を向けましてもこの4月から助成を始めた自治体はいくつもございます。こういった現状を見たときに、この助成を始める自治体と、国の動向を見るという理由で、検討に少し積極的ではないかなという本町と何が違うのだろうか。疑問に感じ、本来3月で聞きましたから、この6月で聞くというのは、戸惑いありましたが、これは今すでに多くの高齢者の方も、私の知ってる方も带状疱疹にかかったり、そういうことも含めて少しでも早く、検討していただきたいということで今回お聞きをしております。

佐川町に住む住民の命と健康を守る責務は、これは佐川町にあります。定期接種化に向けての国の動きがどうあろうが、町としての判断があってしかるべきだと私は思っております。国や県内の動向を見るのではなくて、町民の方の暮らしと健康にこそ目を向けるべきではないかと。私は個人的にこの町役場、佐川町の町役場という文字を勝手に読み解いております。町民の皆さんに役に立つ場所、が役場だと。コロナ禍の中で、厳しい状況が続いてまいりました。

そういった中で、少しでも事前に病気を防ぎ、医療費という負担が生じないように取り組むことも、町民に寄り添う自治体の姿ではないか、まちの姿ではないかと思えます。この目的は、今一生懸命100歳体操等を健康福祉課もサポートしながら各地域でやっていた

だいている。それと本質的には同じじゃないかなと。事前に病気を防ぐ、そして多くの自治体がそういった姿勢で助成制度を行うことが、前回、課長が言われた国の定期接種化への、実はその道につながっていくというふうに思っております。

ぜひ、本町においても、この带状疱疹ワクチン接種に対する助成制度を創設をしていただきたいということをお願いをしまして、この件に対するお考えをお伺いをしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

松浦議員のご質問にお答えをさせていただきます。

このご質問につきましては3月に引き続きということで3月のお答えについては先ほど松浦議員がおっしゃった、いただいた通りでございます。この3月の回答をさせていただいたあとを、少し場所私の方でも、全国の動きであるとか、県内市町村の動きも確認も再度さしていただきました。

それから松浦議員が3月議会でおっしゃっていたこと、そういったことも含めましてですね、もう一度、私なりに考えてみたところもございます。確かに、国の定期接種化が議論が進んでいるというところは、基本的には、このワクチンがですね、予防の効果があるというふうに国も考えているということが1点あります。それから新型コロナに感染されてですね、やはり免疫力が低下をしているという方が増えているんじゃないかと、というような記事とか、いろんなものも見たものもございます。

おそらくそういうリスクが高まっている方が増えているんじゃないかなとは考えております。ただちょっと、確かに、確からしい情報はないんですけれども、そういうことは考えられると、いうふうに思います。そういったことからですね再度、町長とかもお話をさしていただき、どうするべきかということを考えております。

そういったことを勘案してですね、町としましても、このワクチンの接種をまず勧奨していくということも大事ですけれども、やはりそれに基づいてはですね、やはり費用が高すぎるということがありますので、できるだけこの接種をしてもいいかなと思えるぐらいのですね部分で、個人負担が収まるような形でですね、一つ、助成制度をですね、具体的に検討していくべきではないかというふうに考えて、これから検討していくという、というのが町の考え方でございます。以上です。

11 番（松浦隆起君）

丁寧にご答弁いただきました。このワクチン接種に対して助成制度を創設するという方向で検討していただけるというふうに受け取っていいというふうに思いました。はい。もう、何回も聞くのはあれなのでもう答弁いただきませんが、この带状疱疹ワクチンの接種には、先ほど課長からも言われましたがこの高額なワクチン接種という、大きなハードルがあります。町民の皆さんの、それだけでなくコロナで非常に疲弊した、そういう経済的負担の軽減を図って、健康を守る上でも、ぜひ助成制度を創設していただきたいという思いで、3月のすぐ6月でありましたが、ご質問させていただきました。

国立がん研究センター中央病院の感染症部の岩田医師は、このことについて、带状疱疹はPHNのほか、目にできれば、角膜炎、耳にできれば、難聴の原因にもなり、油断はできない。高齢者にはワクチン接種が何より重要で、まずは自治体の助成で受けやすくしていただいた上で、定期接種化を、これは急ぐ必要があるというふうに、指摘をされております。

その意味からも、このワクチン接種の助成というものは大事なもので、助成制度創設に向けて検討していただけるという判断をいただいたことをありがたく思っております。

ぜひ、1日でも早く、全国の自治体にいろんな例が、助成のやり方も、多種多様ございますので、研究していただいて、少しでも町民の皆さんの負担が減るような制度を作っていただければと思います。

それでは、以上で本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、11番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時35分

議長（西森勝仁君）

休憩に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を続行します。

9 番、坂本玲子君の発言を許します。

9 番（坂本玲子君）

おはようございます。9 番議員の坂本です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、新文化拠点に関しての質問でございます。町民の方々が、待ちに待った新文化拠点の建設がいよいよ始まります。令和 6 年 11 月にはオープンということで、ワクワクしています。佐川町新文化拠点運営基本計画も示されました。そこで、この新文化拠点について質問をしていきたいと思います。素晴らしい建物が建つのはいいのですが、どう運営していくかが一番重要なところです。議会懇談会では、今のままでは図書館機能だけでがっかりだという声がありました。そうならないための提言をしていきたいと思います。

何年か前、一般公募で図書館長を決め、準備から関わってやっていくという方針でやっていましたが、この春、その館長が地質館に異動になりました。何らかの理由があったこととは思いますが、館長は教育次長が兼任という形で進んでいます。早急に館長を決めなくてははいけません。それに関してどう決めていくか。時期はいつにするのか、お伺いします。

教育長（濱田陽治君）

坂本議員のご質問にお答えをいたします。

課長補佐級の任期付職員として、今年の夏ごろに公募いたしまして、採用試験を実施し、秋頃に就任と考えております。準備期間 1 年間、というふうに思います。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

一般公募は、広くその資質がある人を選ぶ上では有効な手段です。しかし、前回も一般公募して、館長を決めました。その難しさは十分ご理解していることと思います。以前には、観光協会の事務局長を公募で選び、何年か働いていただきましたが、最終的には 2 年ごとの更新をせず、事実上の解雇をしたということがありました。それほど全人格的なことを理解するのは難しい、人が人を選ぶのは難しいということです。

人を選ぶには、選ぶ人の資質が問われることになります。例えば、

教育長が選ぶとすると、自分が勤務していた教育委員会関係の方を選んでしまうこともありえますし、そういう、そうなると教育の観点ではいいかもしれませんが、司書の観点も必要ですし、ITにもひいでている必要があります。総合的に優れている人を選ぶには選ぶ人が、その知識を十分理解している必要があります。また本当に外部から選ぶ必要があるのか、職員の中にもすぐれた能力を持ち、適している人がいるかもしれません。この図書館建設についてよく理解し、住民の声もしっかり分かっている人を選んでいただきたい。この人事は新文化拠点がいいものになっていくかどうかの鍵となるものです。教育長だけではなく、次長も町長も副町長も、皆でしっかり検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい、まことに坂本議員のおっしゃる通りです。新文化拠点につきましては、図書館としての本来機能を充実させるとともに、佐川町におけるふるさと教育の中心施設と位置付け、生涯学習の場として知り、学び、表現発信するといった多様な学びあいができる拠点となるように、情報技術も活用しながら他の文化施設や集落活動センター、佐川夢まちランドなどとのネットワーク化を進め整備するものとして、図書館と交流スペースからなる複合施設となります。

このため施設長といたしましては、図書館と交流スペースを横断し、全体を統括し、一体的融合的な運用が行えるよう、図書館についての専門的知識を持ちながら、教育に関する知見と経験を有し、管理職としての実績を持つ方を公募したいと考えております。

これは昨年来ですね総務課長も交えて3役会でずっと議論をしております。職員採用でもありかつ重要なポストですので、私も当然ですけど、町長、副町長、総務課長初め複数の試験官による試験を実施することになります。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

十分慎重に、かつ、いい人を選んでいただきたいなと思っています。館長以外の職員配置はどのようにお考えでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

お答えいたします。佐川町で目指します学び合いを実現するための職員の体制として、施設長は1名ですけども、次に司書として正規職員を1名、会計年度任用職員を2名、合計3名です。

次に事務職兼任のコーディネーターとして正規職員を1名、教育

研究所兼任の社会教育指導員として、会計年度任用職員を1名と、事務補助職員として会計年度任用職員を1名と、館長以下合計7名を配置したいと考えております。このうち、会計年度任用職員の司書2名と事務補助職員はすでに仮設の図書館に配置しております。

社会教育指導員は教育研究所に配置をすでにしております。施設長としての、はいこれは先ほど申しましたですね。それで司書としての正規職員1名につきましては、来年の4月からの採用として準備を進めております。

また正規職員の事務職兼任コーディネーターは来年度の定期異動で配置するという見込みです。なお議員ご指摘の通り新文化拠点ではICT技術というのが重要な鍵になりますので、これを活用して、情報の収集記録集積、ネットワーク化、発信利用者のご支援などに取り組むとともに、コーディネーターや社会教育指導員と連携して町内に学びの場を広げるために、教育に対する理解とICT技術に関する知見を持つ人材を委託で配置をしたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

司書3名のうち、正職1名を予定をしているということですが、図書部門であれだけ本数が、10万冊をめどにやっているということで、正職員が1名で果たしていいのか、本来なら2名の正職の司書が必要ではないかと思いますがその点はお考えはいかがですか。

教育長（濱田陽治君）

この冊数とか様々計算しましてこれで何とかいけるんじゃないかなというふうに考えております。なおこれやってみますとですね、ちょっとこれはということになりましたらすぐ対応していきたいと思います。以上です。

9 番（坂本玲子君）

コーディネーターの役割はどういうふうに考えておいでますか。

教育長（濱田陽治君）

はい。ご利用していただく皆さん同士の交流とかボランティアによる共同活動を促進するために、交流スペースにコーディネーターを配置するわけです。コーディネーターは社会教育指導員と協力しまして、幼児、小中学生、高校生から高齢者まで、町民の様々な皆様の学びの活動をサポートし、交流スペースを運営するとともに、管内以外の団体や個人と連携しまして様々な事業の企画調整や運営を

行います。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

私はコーディネーターの役割がそういうつなげるっていう役割のほかに、それこそその高度な情報に非常に長けた方、が必要だというふうな認識をしておりましたが、そういう認識はないですか。

教育長（濱田陽治君）

はい。コーディネーターにもその資質は非常に重要だと思います。ただですね、社会教育指導員もこれはものすごく長けている方です。それと、この委託で、また技術的な支援をしていただくということも考えますので、この3人そろっていただければ、かなりの力になるかなと思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ということは大体優秀な方のめどがついているというふうに認識してよろしいでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい。社会教育指導員はすでに人材を配置をさせていただいております。職員このコーディネーターにつきましては、この方の将来とかいろんなこともありますので、また重要で学校や地域の皆様ボランティアとか様々な方に関わっていただくという役割になりますので、今町長部局と協議をしながら、有望な人材を選んでいるというところでございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

新文化拠点とは人が宝ですし、未来を決めていきます。しっかり早く、しかも慎重に決めていただきたいと思います。

続きまして本の購入についてお伺いします。蔵書の購入計画はどのようなになっているのか、お伺いします。

教育次長（廣田春秋君）

はい、坂本議員のご質問にお答えします。現在蔵書及び配架の計画づくりを現在進めているところです。蔵書計画につきましては、どのような本や資料、これデジタルも含みますけれども、どれだけ、どの時期に収集していくかというような検討を行っております。昨年度策定いたしました佐川町新文化拠点運営基本計画では、現在の図書館の蔵書約3万5千と、川田文庫の資料約1万2千の合計4万7千冊を、開館時には5万7千冊とし、以降、毎年一定程度の除籍をしながら、5千冊ずつふやしていくというようになっておりまし

て、開館 5 年目の令和 11 年には 8 万冊の蔵書となる予定になっております。

またどのような本を蔵書していくかにつきましても現在検討中ですけれども、大きな分類としましては、一般図書を 4 万点、児童書を 2 万 7 千点。佐川町関係や郷土資料を 8 千点。外国語資料とか、大活字本とか、コミックなど、いわゆるその他の資料を 8 千点ということを目標にしております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

購入に際して、町民が参加でき、希望を聞く仕組みが必要かと思いますが、本の購入に対して、住民からの要望は、どのように取り入れるつもりなのか。実は懇談会で大型絵本が欲しいとか、DVD が欲しいとか、子供の絵本がもっと欲しいとか、それからその佐川ならではの植物の本なら佐川なんでもあるよっていうふうな図書館になったらいいねとか、いろんなご要望がございましたが、その辺のことについてはどのようにお考えでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

はい、お答えをいたします。議員もご存知の通り、現在の運営中の図書館でも本のリクエストというのを受け付けておりまして、ただこれすべてが叶うというわけではございませんけども、なるべく利用者の方の要望におこたえするように努めているところではございます。

ただしですね、現在受け付けているリクエストというのは個別の本、作者誰々のタイトル何々みたいな具体的な本のリクエストを受け付けるということが多いですので、今後は、開館に向けてですね例えば今、議員も紹介していただいたように植物に関する本を増やして欲しいであるとか、英語の絵本を置いて欲しいであるとか、そういうような大きな分類ジャンルでの要望もお聞きできるような仕掛けを考えてみたいなということで今、現場の司書さんともお話をしているところでございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

残念なことに私は自分の欲しい本を伝えたら買っていただけということを知りませんでした。町民の方も知らない方が多いかと思いますが、やっぱりそのそういうジャンルがたくさんあったらいいねっていろんなご意見があると思うんですが、そういうことを住民の方に周知していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

はい、お答えいたします。その通りで、図書館に来ていただいた人はリクエストを伝えるとかオーテピアにあるか聞いてみますね、とか、ないようでしたら本を購入してみるかちょっと検討してみますねというようなお答えをしておりますが、なかなか町民の皆さん全体にそれが伝わってるわけではないということでしたので、広報誌を使うとか、最近フェイスブックをもっと活用しようよという話も出ておりますので、そういうところでも発信をしていきたいというふうに思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

よろしく申し上げます。新文化拠点運営基本計画では、一般書と児童書の混配、一緒に置くというふうに書かれていました。子供が自分の手で取るためには、書架の高さの配慮が必要です。そうすると低くしなくてはいけないかもしれません。もしすべての図書をそうすると、目指す開架予定の5万冊の配架ができない可能性も出てきますが、すべての図書についてそうするのか、あとは図鑑などの種類を決めて一部、するつもりなのか、混配する児童書の年齢層は何歳以上の子供を対象にしているのか、この点についてお伺いします。

教育次長（廣田春秋君）

はい、お答えをいたします。混配するかという点につきましては、これも配架計画の中で検討することにしておりまして、現在、具体的にどのような、どのように本を展示するかというのは決まっておりませんが、スペースの関係もありますし、それから混配することによって新たな本への興味を何とか惹起するとか、それから気づきを作るという観点からも一定混配は取り入れたいというふうに思っております。今議員が言われましたように、確かに年齢層のこともあってですね、同じ棚に大人も子供も一緒に並べるといったときに、子供はなかなか取りにくいというようなことも今、司書さんとお話をしてる中で、そういうこともありますよねというようなことで、課題には上がっております。児童書概ねゼロ歳から12歳というような小学生に上がるまでが児童書ということですが、一方で文化施設の中には子供のコーナーもありますので、そういうところには一定子供のものを集めながら、ある程度、小学生ぐらい以上の方が手に取られるような本につきましては、一定混配もするかな

あとというような形で今考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ゼロ歳から 12 歳までというところとね、かなり無理があるんじゃないかと。やっぱり幼児、小学校上がるまでは子供たちが本当に低い段階で視線で取らなければいけないので、そこら辺は本当に司書の方とかね、町民の方のご意見をよく聞いていただきたいと思います。その書架ですが、書架の設定ももう決まっているのでしょうか。書架の高さとか形状とかも大切で、高すぎたり、裏側を全面板張りにすると、見通しが悪くて、圧迫感が出てきます。これも慎重に、司書の方々の意見もよく聞いた上で、オーテピアなどの状況も調べて決めていただきたいと思いますと思いますがその辺はいかがでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをします。まず本棚については、壁際にある本棚については約 2 メートル、6 段というような形で計画をしております。それから閲覧室にあるところは、1 メートル 20 センチ、3 段の本棚と、2 メートル、6 段の本棚が混ざるような形になりますので、その配置についてはあまりこうなっていくか、圧迫感がないような配置にするとか、それから今議員も言われたように背板っていうんですかね、後ろ側の板を外すことで、見通せるというような形もとれますので、そこら辺も司書それから、これから使っていただける利用者、それから設計業者ともちょっと協議をしながら、決めていきたいというふうに思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。そんなに十分配慮しながらやっていただきたいなと思っています。懇談会ではまた飲食はどうなっているかという質問がありました。飲み物を飲める場所についてはどう考えるのか、軽食についてはどうかをお伺いします。

教育次長（廣田春秋君）

はい、お答えをします。施設内での飲食の取り扱いについては、ちょっとまだ決まっておらずに現在検討中というところです。施設内には飲食を提供する機能はありませんので、持ち込まれる水筒やペットボトルなどで、持ち込まれるというような形に対して、それから施設内に自動販売機も置くような形になっておりますので、それらの利用は、想定をしているところですがけれども、その中で全館ど

こでも飲食、特に飲み物ですけれども、オーケーするか、あるいはある程度こう部屋を何とかスペースを限定して、この部屋で、このスペースではどうぞというような形をとるかというような形を、これから利用者の利便性と、それから１点、こぼすという恐れもありますんで本が汚れないというようなところ、バランスを考えながらですね、決定をしたいというふうに思いますし、また決定後もですね実際こう動いてみた感じの中で、もっと柔軟にも対応できるところかなというふうに考えております。以上です。

９番（坂本玲子君）

最近できている図書館には、新しい図書館は割と飲食スペースを設けているところがあります。ゆったりとくつろげる場を作るためには必要かと思いますので、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

図書機能だけでなく、交流スペースにこそ、この新文化拠点の特徴があります。ＩＣＴの活用や情報への導き手となるコーディネーターが常駐するわけですからＩＣＴを活用してパソコンを使って、その使い方を学ぶだけでなく、実際に作る機能も必要ではないかと思っています。子供たちは実際の体験をこそが大事だと思っています。教育長そう考えませんか。

教育長（瀧田陽治君）

はい。議員のおっしゃる通りです。体験によって学ぶことは大事でございます。以上です。

９番（坂本玲子君）

私はこの３月初めて発明ラボを利用させていただきました。ラボの方に助けていただきながら、パソコンを使って自分のデザインしたものを、ＵＶプリンターを使って板に書き込みました。でき上がっていく様子を見るのは感動的でした。もっと早くこの体験をしなかったことを反省しましたが、執行部の皆さんの中で、実際に、体験したことのある方はどれだけいるのか、少し手を挙げていただける。３人ですかね。多くの方が、体験をされてないということですが、議会でも、発明ラボの視察はしましたが、体験をせずに、ただ、見て回っただけで、どんなことがどんなにできるのかっていう、理解をしてないと思います。

今、前西森歯科に置かれている機器は比較的小さくて、最先端の道具たちです。そんな機器がある町村が県内でも少ないと思います。

これを町民の目につく場所に置く、置き活用していくことは、必要なことかなと。それを新文化拠点に置けないんだろうかと、すべての機器でなくても、少しでもこれらの機器の設置は可能かどうか、っていうのを伺います。

教育次長（廣田春秋君）

はい、お答えをいたします。議員がおっしゃられるように、整備基本計画でも知る、考える、表現する、発信するというのが、図書館のコンセプトになっておりますので、その中で発信する、表現する発信するの一つとして、ものづくりを実際に体験してもらうというのが非常に重要なことかなと考えております。

その中でそういう機械を常設するかというところでいきますとなかなか、常設は難しいのではないかなそれはスペースのこともありますし、あとオペレーターのことでもあるということもありますので、置くだけであんまりこう活用されないというのもちょっと寂しいものがありますので、常設は難しいかなと今のところ考えております。

ただおっしゃられたようにラボには小さな機械もありますので、精密機械ですね、どれほど頻繁に持っていけるかというところはまた詳しく聞いてみないといけませんけれども、ある程度持ち運びのできる機械については、ラボが教室とか、ワークショップをやる際に持ち込んでもらって、実際に動いてるところを見てもらって、作られるところを見てもらって、経験をしてもらうというようなことはできるんじゃないかなというふうに今考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当に体験をするということは非常に大事なことです。そのどうやれば、そういう体験ができるかというふうなことも考えていただきたいなと思います。ところで佐川高校や加茂の里にはラボの機械の一部置いていますが、その利用状況はどのようになっているのか、伺います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。加茂の里の方につきましては集落活動センターの設立の頃からこういったものづくりの方もやっていくということもありましたので、機械の方にいれたいというレーザーカッター入れておりまして2週間に1回ではありますが活用の方もしております、それなりにですね消耗品の方の買い替え等の方も発生をして

おります。

佐川高校につきましては以前、こうしたものに興味もあられて生徒の方とですね、関わっていただく先生がおられましたが、異動に伴いましてちょっとそこがなかなか活用ができてない状況だったと。昨年、数人の先生にも、ちょっとそこの使い方につきまして、学習の方もしていただく機会を設けていただいたんですが、現在なかなか生徒さんの中でそういったところに興味を持ってやっていただくというところにちょっとつながっていないというところで佐川高校については、現在利用が少ない、そういった状況になっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

高校で頻繁に使われない理由は、やっぱりその指導できる人が常駐していないことに起因しているのではないかと考えています。

例えば、高校に発明クラブの高校版を作って、週 1 回程度指導者を派遣するとか、そんなそういう環境を作ることも大事なかと。そのいろんな機器がありますので、大人版の発明クラブみたいなのを創設すると。そしたら興味ある人が集まって活動ができる、そんな活動をしていくのも面白いかと思います。

そういうことで、今後どのように改善していくつもりなのかをお伺いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。坂本議員おっしゃいますように今現在、佐川発明クラブにつきましては、子供の方を対象としたものというふうになっておりまして、発明クラブこのラボの方ですね地域おこし協力隊、こちらの人材が平成 28 年から、これまでに 20 名、雇用の方しておりまして現在 12 名の方が退任をしておりますが、このうちですね 8 名の方が、佐川町の方にも引き続き定住の方していただきまして、これまでの経験を生かした活動の方を継続しております。

こうした中、佐川町立の小中学校では I C T 支援でありますとか、それから現在の発明クラブへの企画運営などこういったところの支援をいただくという形で、こういったデジタルの担い手の確保というのできつつある状況にあるというふうに考えております。

こうした人材を生かしながらですね、また言われてました佐川高校でありますとか、一般の方へのこういったデジタルの触れ合うといたしますか、親しむ機会、こういったものができないのか、そうい

ったところは、これだけなんていいですか育った人材がおりますので、そういったところも含めてですね、これからの幅の広がりというのを見せていけないのか、さらに検討していきたいというふうに考えております。以上です。

教育長（濱田陽治君）

はい。佐川高校は県立ですので直接ということにはならないんですけれども、昨年来町長と一緒にですねいきまして、佐川高校の振興策はというのを、校長先生と議論をしております。そういった話題の中でもですねちょっと触れてみたいかなと思います。指導者というか支援者がいないとすればですね、町内の小中学校、それから加茂にもICT支援を、事業の予算を議会でご理解いただいてですね配置しておりますので、そこら辺が町としてどうなのかとか、もちろんICT支援員のキャパシティにもよりますけども、そういうことも含めてですね佐川高校の方と、振興策をお話しする一環の中でちょっと触れてみたいと思います。ありがとうございました。

9 番（坂本玲子君）

どうぞよろしくお願いします。本当にせっかくいいものがあって、それが未来を開くかもしれないっていう機会だと思いますので、それを子供たちに本当にこう経験するっていうことが、非常に大切なあとというふうに思っております。新文化拠点として発明ラボの機能を生かした活動をするというふうに書かれていますが、これは何を意味するもののでしょうか。どういった活動をするつもりなのか、お伺いします。

教育次長（廣田春秋君）

はい、お答えをいたします。計画の中で発明ラボの機能を生かすと、そこに集める入らないけども、機能を生かすというような書き方にさせていただいたと思いますけれども、主に交流スペースでの活躍という形になると思いますけれども、その交流スペースではコーディネーター、それからガイドのもと表現する発信するという取り組みを行っていききたいというふうに思っておりますが、そこにいろんな団体や地域、様々な人間の方人たちに、人間でございます様々な人たちに、関わっていただきたいというふうに考えているところなんですけれども、そこで小さな教室であったり、ワークショップ、勉強会イベントなど、形態は様々になろうと思いますけれども、その中に発明ラボにも参画をしていただいて、一緒に学び合いのサイ

クルをつくり出していきたいというふうに思っております。

またラボ、先ほどまちづくりの課長からもありましたけども、すごくいい人材がいられておられるということもありますので、そういう方にですねガイド役にもなっていただけるのかなと。それから新しいICTの知識や最先端のものづくりの知識を持った人がおられますので、そういう方を十分に活用していきたいというふうに思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

それにしてもですね今のラボの場所は危険で入りにくく、町民の目に、何をやっているのかわかりにくいと思います。気軽に何をやっているかわかり、やってみたい気にするには、町民の目に触れる場所への設置が必要かなと考えています。発明ラボについて、場所や活動は、今後どのようにしていくつもりなのか、お伺いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。確かに今の現在のですね元西森歯科医の跡につきましては、作業している場所が2階ということもありまして、なかなか住民の方の目に触れないというところがありますのでここにつきましては、これまでSNS等のですね情報発信、そういったところでのPR、というところになってきておりました。

それとあと放課後子供教室というところで、小学生なんかも来られますので、そういったところから言いまして、すぐドアをあけると道路になるというところで、危険な状況ではあるところなんですけど、なかなか今現在ですねその他で探している場所っていうところ探しているといいますか、適地といいますか、そういったところがないのが現状でして、先日もちょっと一つの候補地の方がございましたが、ここにつきましては現在の機材がちょっとなかなか入らないと、収まりきらないというところありましたので、ちょっとどうか、検討をですね断念した、そういった経緯の方もございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

そういうふうに前向きに結局、学びのサイクルの表現発信などの知識や情報をね、発信していくとして、ラボの活動を継続し、子供たちや町民全体の学びのサイクルに役立てていくと。今後もそういう意味ですか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。先ほど教育次長の方もお話ありましたように、このラボの方のですねこの学習という部分につきましても、この学びのサイクルの一環として継続した取り組みの方行っていきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ということはですね、この機器もだんだん古くなってきますが、機器の更新もしながら、発明ラボの活動を続けていくという考えと認識してよろしいでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。機材につきましては現在のものにつきましては国の交付金なんかも活用しまして、当初、かなりの台数いいものをですね入れているところですが、この機材につきましては現在の修繕等もしながらですね、できる限り活用していきたい、で、そのあとまたやっぱり時代とともにですねいろいろ機材もこう変わってきますので、そういった時には、更新ということも考える時期が来るかと思いますが、そういったところにつきましては何かこう活用する、補助事業なんかがないのか、そういったところも検討しながらですね導入の方についても検討していきたいというふうには考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

まちづくり課長が、に返答いただきましたが、町長も同じ考えと認識してよろしいですか。

町長（片岡雄司君）

坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。先ほどまちづくりの岡田課長の方からも答弁がありました。やはりものづくりについては私が課長の時代にですね、多額のお金を使って、高額な機械を導入させていただいております。やはり購入、もう古くなってきておりましてやっぱ更新の時期にも来ていると感じておりますが、新たに新しいのを、また買うというのはですね、考えて、今現在は考えておりませんし、修繕をしながら壊れたところについては、直して使っていただくというような考えで今、協議をしているところです。

それと、ものづくりについてですね、やっぱり地域おこし協力隊の方にご協力をいただいて卒業された方にもご協力いただいて運営をしているところでございます。今の施設、本当に古くてですね、

私もすぐ戸を開けると、町道というところになりますので、その辺も課長の方とも協議をして何とか、という協議をしてですね、ある施設をちょっとお借りしようかなと思ったんですが、先ほど答弁させていただきましたがなかなか機械がですね、全部入らないというようなことで、断念をしている状況ですが、今後ですね空きの状態であればその機械がですね、一部持っていけて、そこで運営可能であればですね、そこへ移したらどうかなとも考えておりますし、何しろそこ結構子供の放課後発明クラブの方が人数が増えてきているということですね、やっぱり今の時代に合ったですね、ものづくり I Tに興味を持っていただくということは、エジソンのようにですね佐川の子供がでるかもわかりませんので、やっぱりそういったことでは、今後とも引き続きですね、運営をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

9 番（坂本玲子君）

本当にですね、今小学校からパソコンの授業があるとか、ものづくりそれで作って、実際に動かしてっていうふうな時代になってきましたんで、大変必要な施設かと思います。

またタブレットが学校に配備されたとき、その指導者が少なく困っている町村もありました。しかし佐川町では、ラボの卒業者がいてくれたおかげで、困ることはなかったと聞いています。

また今後、町全体が I C T活用できるような環境づくりもできることと思います。特に子供たちの教育や未来には欠かせません。発明ラボの人たちだけでなく、地域おこし協力隊の方々がたくさん佐川を望んできてくれています。そしてその定住率は7割と高率です。佐川で育った子供たちが出て行って、高齢化率は高まるばかり、そんな時、佐川を選んできてくれた方に感謝しています。

今新しく I C Tの得意な方を雇用するのは非常に困難ですが、また、高額な保障をしなければ来てくれません。そんな中、佐川を選んできてくれる、今後も地域おこし協力隊の方にたくさん来ていただき、佐川の人口を少しでも、人口減を少しでもおくらせ、町を活性化していただきたいと思いますが、町長はその辺も同じ考えでしょうか。

町長（片岡雄司君）

はい。本当に都会から来ていただいております地域おこし協力隊、ものづくりに関してやっていただいている方本当に素晴らしい優秀な

方が高学歴の方がおります。そういった方々に佐川町に興味を持っていただいてですね、佐川町でその運営をしていただく、学校の方にも指導していただくということは本当に大事な大切なことだと思っておりますので、今後とも引き続きですね、人材の確保に向けて、やっぱり取り組んでいきたいと思っております。本当にもう専門家を雇うとですね、ものすごい高額なお金を要求してですね、されるというところもありますのでこういった制度を利用しながら、運営をしていきたい、そのように考えておりますのでよろしくお願いします。

9 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。自伐型林業の方たちも活動が全国放送で流れたり、雑誌で紹介されたりして、無料で佐川町のすばらしさを宣伝してくれています。佐川町で住みたいという人はまだまだ増えていくと思います。このチャンスを生かし、人口減を少しでもおくらせ情報活性化し、するために、せっかく来てくれた人たちが定住できるように、また多くの若者が佐川を魅力的だと考え来て定住してくれることを願うことを町として、力を尽くしていただきたいと思います。そして、お願いをしまして、1 問目終わりたいと思います。

続きまして、牧野博士顕彰事業についてお伺いしていきたいと思っています。らんまんが始まり、多くの観光客が牧野公園を訪れています。昨年度、朝ドラが決まってから、観光協会の方はもちろん、まちづくり推進課の皆さんも顕彰事業等で多くの仕事を抱え大変だったことと思います。各々が果たせる力を出し、頑張ってこられたことと思います。ありがとうございます。

先日の生誕祭では、屋台が出たり、スタンプラリーがあったり、にぎわっていました。

さて、令和 5 年度一般会計では牧野富太郎生誕祭委託料が 200 万円組まれています。これはどこに委託したものなのかお伺いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。この生誕祭委託料につきましては先ほども答弁いたしました牧野富太郎博士生誕祭実行委員会、こちらの方への委託というふうになっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

実行委員会には、どんな団体が参加をしていますか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。こちら先ほどと重複いたしますが、これまでも生誕祭の方を実施してきておりましてそれまでに関わっていただいております。またくろがねの会でありますとか、はなもり C-LOVE のメンバーでありますとか、こういった牧野公園に関連する団体の方に、実行委員会として関わっていただいております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

先ほど松浦議員も聞かれたので、重複する内容もあるかと思いますが、簡単で構いませんのでお願いします。この生誕祭の目的はどうなっていますか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。この事業の目的としましては、牧野富太郎博士の生誕を契機として博士の業績を顕彰するとともに、牧野博士でつながる仲間づくりでありますとか、まちづくりこういったものを目指すことを目的として、実行委員会の方、立ち上げております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

ということは牧野博士の愛する植物に関する内容を大切にしておいて佐川町で頑張っている、まちづくりにつながる団体、個人を大切に生誕祭を行うという意味ですね。前回、そういう目的のために、4月に実施されましたが、その成果と課題は何でしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。本年度は連続テレビ小説らんまんの放送もありまして多くの方がご来場いただきまして、このおもてなしの強化という意味でも、昨年までより、大きな規模でのイベントを準備するなど、今回の生誕祭のは実施をされました。実施主体につきまして先ほど申しましたような、これまで牧野博士にも関わっていただきながらですね牧野公園にも関わっていただいた団体の方、中心として実行委員会組織で開催をしております。

この実施に際しましてはイベントの内容また、実施体制、あと実行委員会等におきましてこういった協議を進めてですね、今回こういった実行委員会手づくりの準備の方を進めてきております。生誕祭の期間中につきましてこの3日間、大きな事故もなく、終了がで

きまして、約7千人の方がご来場いただきまして、こうした今回いろんな催しもありましたので、十分に楽しんでいただけてるのではないかというふうには感じております。

こうした結果になったのもですね、実行委員会の皆様のご尽力やご協力、こういったことがあるおかげで成功に終わったというふうに感じております。町としましては事務局の一員といたしまして、この事業を進める中で、このスケジュールの管理でありますとか、協力体制など、こういったところにつきましては、もう少しですね、工夫する必要があった部分もあるのではないかというような反省の方もしているところでございます。

また昨年までは、この規模感のイベントということでしたので、また来年度以降ですねまた実施をすると、そういった場合につきましてはまた体制でありますとか、予算といった点、こういったところをですね十分に協議していく必要があるのではないかというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

私もですね、その反省会に参加した方から資料を見せていただきました。本当に来てくれたお客さんの中で78%の人が、満足、概ね満足となっていました。

多くの方が本当に喜んでいただいたことと思いますが、反省会に資料を出したその実行委員の方々に、その意見を聞いてみましたら、その反省会に出した資料は、概ね肯定的な意見が出ていましたが、その方たちが言うには、来年につながる建設的な意見を出そうということでそういうことになったということでした。私の方にはいろんな方から、よかったねという声とともに、不平や不満が届いています。

今までは佐川に来て食べる場所がなかったという声が多かった中で、今回、出店を募って、お店ができ、歩行者天国ができたことはとてもよかったと思います。また発表の場もできましたし、そんなこともよかったと。

けど本当にらんまんが始まって急に大規模になって、みんなが100%みんなが満足できるというのは難しいと思いますが、それを考慮してもなおかつ今後の課題だなと思ったことについてお話ししたいと思います。

今回はなもり C-LOVE の出したお店の場所は、今までの場所ではな

くて、人があまり通らない花見棟の下でした。来客数が、昨年度と比べますと、大体昨年度 500 人ぐらいたそうですので、今年度、14 倍になっています。ところが来てくれたお客さんは、昨年度と同等だったそうです。その先ほど聞きました生産祭の目的は、世界的な植物分類学者牧野富太郎博士の事業の顕彰をするとともに、牧野博士でつながる仲間づくり、まちづくりにつながることを、目的とした事業実施と言っていました。まさに、実行委員会に入っている団体はそういった団体や個人だと思います。

牧野博士の業績を顕彰しながら、公園を守ってくれている人たちを一番大切にする配慮が必要だったのではないかと思います。はなもり C-LOVE、私ははなもり C-LOVE と言いましたけれども、はなもり C-LOVE だけではなく、実行委員会の人たちを大切にしていけることが、大事だなと思いますが、その辺の考えをお伺いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。先ほど申しましたようにこの実行委員会の方にははなもり C-LOVE のメンバーも含めまして、組織をされておりまして、今回のその出店でありますとか、そのお店の配置こういったところにつきましては、この実行委員会の中で話をされて進めてきたというふうにお伺いの方をしております。

すいません、私も同日この会に出席してないので、これは会に参加していた職員からも聞いたところの、話になるわけなんです、そういった形で今回につきましてはいろいろこの出店の事業者さんを外からも入れたと、町内町外からも入れてやってきたというところでこの実行委員会のメンバーがですね、ちょっとそういったところに配慮して、ホスト的な役割のような形でですねそういったところにいった部分があったのかなというふうにもちょっと、感じてはおります。ですのでそういったところでですね何といいますか、自分たちがそういうところ追いやられた、例えばそういうところはいけんような雰囲気のある会になっておれば、これはやっぱちょっといかんと思いますので、そういったところですね、またこれからまた協議していくと思いますが、再度ですね細かくいろいろ話もお伺いしながら進めていけたらというふうには感じております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

実行委員会ですね、決まったことならば外部から文句を言うのは、

筋違いと思いますが、そういう言えない心があったと、いうことをご理解いただきまして、やっぱりね、そこの辺は何を一番大事にせないかんかというところを考えていただきたいなと思います。

また、先ほど松浦議員も言ってましたが、パンフの内容にも不満がありました。お店の名前がなかったっていう不満、あれ、もうあったんですけれども、例えばコケ玉づくりがそのパンフの中には何も書かれてなかったと。もちろんパンフには書けることに限りがありますから、全部希望通りとはいかないと思います。

しかし、あのパンフには、まちかど音楽会は、表にも裏にも、記載がありました。これをどちらか1カ所にすれば、記載をふやせまし、山野草の販売や、コケづくりはまさに生誕祭の目的に沿った内容だと思いますので、一律に、ワークショップだから載せないとか、ていうのではなくて、大事なことはやっぱり掲載していくような方向で今後考えていただきたいと思います。どうでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。今回のチラシの作成につきましては、そういった新たに取り組んだイベントのことをですね中心にやっぱりこう考えてきた傾向があるかなというように見受けられるチラシでございましたので、各実行委員会のメンバーの方にも校正の段階で、いろいろ確認等もしていただいておりますが、やはり出てないときに、そこを出してくれという話をやっぱり、どなたもやっぱりしにくいというふうに思いますので、そういったところはですね再度また目的等、また考えながらですね作成していくようにしていきたいというふうに思います。以上です。

9 番（坂本玲子君）

もう1点、人の流れが、上町周辺のみが多くて、公園の方に上がってくる人が少なかったとも聞いています。こういうその人の流れの誘導、せっかくその公園を見ていただきたいのに、下の屋台だけで終わったっていうことがないようにですねぜひ何とかその辺の人の流れの誘導も必要かと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。名校館の敷地にですね、本部の方を設置しておりまして、会場内を案内するチラシの方の配布は進めてきました。で、初日にですね、やはり牧野公園の方へ上がる流れの方

がちよっと少ないかなっていう感じもありましたので、初日終了後にですね牧野公園の方に促す看板の方、設置をすぐするようにいたしまして、2日目はちよっと人が増えたんじゃないかなというふうに感じておりますが、やっぱりそういったところもですね、また事前からできるような今回の反省点となりましたので、また次回そういったところもしっかりと考えていきたいと思います。以上です。

9 番（坂本玲子君）

よろしくお願いします。来年度に向けて、その生誕祭はどのような計画になっているのか、お伺いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。今回の実行委員会組織を立ち上げて開催した時にもですね、今年はこのらんまんもありまして、こういったお客さんも来る年になりますので、今年度は盛大にやるということで予算の方も、今回確保させていただきました。

来年度につきましては、まだ前回、1回終わってからの話をされてると思いますが、そこからどういうふうにするのかというところのまだ細かい詰めまではできていませんので、またこれからですね来年どういうふうな会にしていくのかというのはまた委員の皆さんとも協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

皆さんで話し合われるということで、検討していただけたらいいかと思いますが、ところで生誕祭だけでなく、牧野顕彰事業で多くの予算を使っています。費用対効果はどうなっているのかお伺いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。本年度につきましては本年すいません、令和4年度につきましては、県の方の補助金、それからコロナの交付金の方を活用いたしまして、特にですね佐川町でありますとか、越知町、それから高知市といったところは、今回の県の中でもですね第一層というところで受け入れ体制の強化、ここをしっかりと図るようということもありましたので、一定ですねそういった観光客の方が来ていただいて、楽しんでもいただけるような体制といたしますか、施設のリニューアルでありますとか、そういったものは、進んできたのではないかとというふうに考えております。

しかし費用対効果という部分でいきますと、やはりなかなかお金をしっかり落としていただくような仕組みがまだ十分ではないというふうには考えておりますので、そこはですねまたこれからの周遊イベントでありますとか、そういったところも含めながらですね、考えていきたいというふうに思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

町内で行われる各種イベントなんかは観光振興を大切にしていこうところですが、同時に産業振興につながる視点が必要だと思います。生誕祭のパンフには付近の商店は記載されていませんでした。A 4 の 1 枚のパンフにすべて載せることはできないと思います。しかしせっかく 7 千人の方が訪れたわけですから、受付で食べるころや物を販売している商店のパンフを同時に配ると、観光客の方の利便性が上がるとともに、地域の商店の利益にもつながります。そんな工夫も必要ではないでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。以前、佐川のおいしいものガイドという冊子の方作っておりましたが、これが現在も紙ベースでの媒体というのがもう現在ない状況となっております。これにつきましては eBooks っていうところで、今デジタル化したものもありまして、今回の観光の事業の中でですね、牧野公園のその花めぐりガイドをデジタル化で見えていくそういったアプリの方を作成したんですが、そちらに合わせまして、その佐川のそういった飲食店とか、も一覧にしたアプリを作っております。そういったところですね QR コードを読み込んでいただくとか、そういったところの案内になりましたのでちょっと紙で見えていただくことができなかったのも、そういったところと言いますと、一部の方は活用できたかと思いますが、なかなか皆さんにそういったところでの案内が十分に行ってなかったかというふうには感じております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

それは QR コードを読み込むような形でなっていますが、そんなのがパンフとか、1 枚の、なんか案内図の中にそれも入っていましたか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

パンフといいますかそういった QR 読み込む三角のものを作ってですね。何て言うかご案内の項でそこに QR コードで読み込んで

いただくとかそういったものをちょっと数を作ってみて、ちょっと十分に目の届くところに点在してなかったかもしれませんが、ちょっとそういったところでこれからもそういったものを活用してですねやっていきたいと思いますので、また目に見える形で、広く置いていきたいというふうに思います。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当に三角の作るのもええですけど、せっかく作ったそのお店の配置の図のところに、それがあると、町内のお店ここにありますが、ってすぐに、見れますよね。やっぱりそんな皆さんが手に取れる形でのやり方がいいんじゃないかなあと私は感じておりますのでぜひ今後、改善点として、やっていただきたいなと思います。

ところで上町周辺の駐車場に対して、どれくらい賃貸料や維持管理費が発生しているのかお伺いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。上町周辺の駐車場につきましてはこれまで、地場産センターの隣、それから郵便局の隣、ここに合わせまして現在四国銀行横の駐車場をお借りしているところなんですが、この駐車場とですねあと、今ここにトイレのリースの方、設置しておりますので、こういった維持管理含めまして、約 680 万程度の予算の方を計上いたしております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

その他でですね、公園の維持管理費などの費用とか、顕彰事業の費用はどうなっていますか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。牧野公園の管理につきましてはこれは指定管理の方は佐川観光協会の方にしております。こちらの方がですね人件費事務費等含めまして、約 350 万。

それからこれまでですね牧野公園整備事業のリニューアル計画、こういったところで、シルバー人材センターに委託してですね作業というところでこちらの委託料の方が約 400 万円というふうな金額になっております。それと、牧野の博士の顕彰事業、こちらの方にしましては、委託、草花ガイドの委託でありますとか、それから観光協会の方の受け入れ体制の強化というところで人員を強化、増員しております。そういった補助金等で約 3 千万。そういった事業の方、費の方を計上しております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

それをすべて含めるとですね年間 4,500 万ぐらいの費用がかかっているということになります。顕彰事業はね、いつまでもあるということではないかと思imasuので、平常に戻ったときでも、その顕彰事業の 3 千万を除いた 1,500 万円が、毎年必要となってきます。来てくれた観光客の方がですね、駐車場は無料、入場料は無料、佐川は大判振る舞いやねえ、と言っていたそうです。

今は県からの補助もあって予算もつけていますから大丈夫かもしれませんが、今後も公園や駐車場には管理費や賃貸料が発生します。お客さんが増えて、くみ取り量も増えたと聞いていますが、それに町の予算が湯水のように使われ、何の収入にもつながらないのでは町民にとっては負の遺産となってしまいます。

新観光駐車場は賃貸だけでなく、賃貸料だけで、540 万ぐらいかかっています。そこを地主の方に有料駐車場として管理していただくことはできないのか、観光客が減ってもすべてを借り続けるのか。買い取りをする意思はあるのか、買い取りをするとすればいつなのか、どれぐらいで買い取る予定なのか、お伺いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。今の四国銀行の横にお借りをしている駐車場、らんまんが始まると観光客やっぱりこう来るということで、整備をしていただいて、借りている状況でありますので、今後買い取りについてはですね、まだ具体的にその地権者とも、借りる時にはですねお話はちょっとはさしていただいておりますが、具体的に鑑定の評価とかありますとか、いろんなことを協議させていただいて、双方が納得するような形でですね、購入はしたいと思っておりますが時期、時期については今年度はちょっとあれなんです。が来年度以降に購入に向けて進めていきたいと感じております。先ほど坂本議員が言うようにお金を取ったらどうかということもありますが、なかなかそのずっとですね、観光客があれほどですね、来ていただけるということはなかなかアフターコロナというアフターらんまんという状況も踏まえて考えていかなければならない状況とは思っております。少しでもお金を取ればというアドバイスは、いただきましたので今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

9 番（坂本玲子君）

本当にですね、新駐車場をもし買い取ったとしても、その 500 万ぐらいが減る。けどまだ 1 千万の費用が毎年必要となっています。

観光関係者に話を聞いても、駐車場無料はあんまりないと。公園等に入園料を取るところもあるし、入園無料でも、公園、公園の維持管理のためにご協力をお願いしますみたいなことを書いて、募金箱などがあるとお伺いしました。

駐車場を有料にするなり、入口、公園の入口に、公園協力金の募金箱多くなり、公園の維持管理に必要なお金はそこで徴収できるようなシステムが必要ではないでしょうか。町がね直接そういう、できないのなら例えば観光協会に依頼するとか、いろんなやり方がありますので、何らかの持続可能な集金システムを作っていくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

はい。お答えさせていただきます。募金箱等についても良いアドバイスをいただきましたし、ふるさと納税の方でもですね、こういった牧野公園の頑張ってるよということも P R しながら、寄附をいただきたいなと思っておりますし、いろんなお金の獲得といいますかそういう言えない意味ではないですか、動き方もあろうかと思っておりますので、その辺もしっかりと今後とも協議をしていきたい、勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。いいアドバイスがありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

9 番（坂本玲子君）

今回ですね、本当に実行委員会に入っている方のいろんな考えをお伺いしました。役場も観光協会も、実行委員会のメンバーも本当に一生懸命やってくれていると思います。

ではなぜ不満があるのか、もちろんその観光協会の事務局長さんもね、去年 4 月においでいただいた方で、本当にそれで急に朝ドラが決まり、今までの経緯がわからず苦勞されたことと思いますし、役場や観光協会の方々本当にね、すべての人にフェアにあるべきだと、客観的に考えてまとめてやってくださったのだと思います。しかし生誕祭を実施しているのは、計画準備から片付けまでやっているのは実行委員会の皆さんです。その方たちのやりたいことを最優先していく。場所を確保する。その上で、お店の方々にはそれ以外の場所でやっていただく。そうすることで実行委員会の方々のやる

気もアップし、お祭りが続けていけるんじゃないかなと思います。

そういう本当に大事にしなければいけないところを出店できた人が大事みたいな声もあったとかないかったとかってということもありますので、そこの辺を大事にすることっていう考えてやっていくともっと上手くいくんじゃないかなと思いますがどうでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。これまでですね生誕祭のような形で、やはりこの実行委員会の皆さんがそのお店とかでなくてですね、やってた時にはそういった心配もなくですねできていったと思いますので、今回やっぱりこう規模を大きくしながらですね、そういったお店も入れるというところで、やはりこの実行委員会の皆さんの自分たちの出店の準備もする、そしてこういったお店出店いただく方のことも考えなきゃいけないと言うたところで、やっぱりちょっとしっかりと考えることが十分でなかったかなというふうには認識しておりますので、来年どういう形でっていうところはまだ、今後決まっていくなんですが、しっかり今回のですねこういった教訓を生かしながらですね、次回に向けては取り組みの方を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

町長（片岡雄司君）

それとですね補足をしまして、これ実行委員会にやっていただきました生誕祭、今年度は、さっき課長が言いましたが規模拡大してやらせていただいたんですが本当によかった点とかですね、反省すべき点があるかと思います。よかった点は、さらによくするようにですね、反省、見直していかなければならないところは見直していただいてですね、しっかり皆さんに満足していただけるような、開催にしたいと思っておりますし本当に観光協会、商工会もそうですが本当に一生懸命やっていただけてますし、職員の方も、休みではありましたが出ていただいてですね、苦勞をかけているところでございますのでその辺はしっかりと、もう少しですねよりよいような、方法に進めるように頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

9 番（坂本玲子君）

本当に町のリードもあって、ボランティアの方々の協力もあって牧野公園は本当にすてきな公園になりました。イベントには様々な団体や個人が参加していて、皆さん個別の意見がある。それを一つ

にまとめるのは非常にご苦勞があったことと思います。

しかし終わってやってよかったねと思えるイベントにして欲しいと願っています。また、先ほど町長が言いましたように、動ける人間にも限りがあります。大きな事業をするには人出が要ります。実行委員会の固定化をしないで、新しい団体や個人に参加のチャンスを広げることも大切だと思います。また、すべてボランティアでは発展性がありません。何日も無料で奉仕し、お弁当代も出ないと嘆いている人がいました。人員が必要なとき、最小限でも賃金なり報償費なり委託費なりを用意することも必要ではないでしょうか。本当にその実行委員の方がしたら無料なのに、委託をしたらこじゃんちお金が出ると。それも町外の人がいっぱいね、委託をしゆうというふうな実態もありますので、やっぱり補助金とかのあり方、委託のあり方も大事なかなと思います。

また実行委員会の自立も必要かと思います。今、町がサポートしていますが、その団体が力をつけて、自立して自分たちで事業を成立させていくような、そういう力を育むことも必要かと思いますが、その３点については、どんなに考えますか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。その実行委員会の自立というところに付きましては、やはりすごく難しい部分もあると思いますが当然ここはですね町の方も一緒に入りながらですね、やはりしっかりとその方向性といいますか、そういったところを情報共有してですね、やっぱり進めていく必要があるんじゃないかというところと言えます。やっぱりご準備段階から、その始まりの段階からですね、もうちょっとやっぱりしっかりと話をしておくところが必要だったかなと、いうふうには思います。それと、新しく実行委員会に含めていくというところで見ますと、今これまで関わりのあった方を中心にこうやってきておりますが、またそういったですね新たに含めていきます団体とかがもし団体、そういったところに関わりたい、そういったところがあるようでしたら、そういったところ協議をしながらですね、含めていくことには、何ら問題はないのではないかと思います。いうふうに考えておりますし、まだ新たなですねご意見発想、そういったところも、取り入れることができるんじゃないかというふうに思います。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午前 11 時 47 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。その経費の件につきましては、やはり補助金でありますとか委託料、こういったところですねその性質っていうのをやっぱりしっかりと考えてですね、その適性に合った支出の仕方、そういったものを考えていく必要があるというふうに認識しております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。本当にいろいろ考えていただいて、より良くなるように、また持続可能になるようなイベントになるといいなと思っています。そして、いつも頑張ってくれている人を大切に、地域の商店を大切にやっていただきたい。

また、費用対効果をしっかり考え、町の発展につながるイベント、観光にしていって欲しいと願っています。以上で、2 問目の質問を終わります。

最後の質問になります。高校生までの医療費無料化をということで提出しておりました。佐川町では 10 年前から中学生までの医療費無料化を実施しています。その医療費無料化を、高校まで実施していただきたいと思い、提案をさせていただきます。佐川町では子育てしやすいまち宣言を出し、その実現のために、町長は、給食費無料化を実現しました。しかしそれで十分とは言えません。日本全体で子供の出生数は下がり続けています。もちろん佐川町でも同じ状況です。岸田首相は、子育て支援を国の最重要政策と位置付け、従来とは次元の異なる、少子化対策を実現すると表明しました。保護者が願う支援のうち、最も多いのが、金銭的支援です。子供が小さい時の支援は手厚くなってきました。しかし高校以上になると、経済的格差がダイレクトに響くようになっていきます。子供の健やかな

成長はみんなの願うところです。子供が病気になったとき、医療費の心配なく病院を受診することできることは、すべての親にとって大きな安心となります。町の財政的にも、そんなに多い負担ではないのに、大きな安心を与えられる施設、施策であると思います。健全財政は大切なことだと思いますが、例えば令和3年度での決算ベースでの基金の残額はどのようになっているのか、また将来負担率はどうなっているのか。お伺いします。

総務課長（片岡和子君）

坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。令和3年度の決算ベースでの基金の残高についてですが、一般会計の基金残高につきまして、財政調整基金が約24億4千万円。こちらの方は、前年度に比べまして、1億2千万円の増額となっております。その他の基金につきましては、約32億2千万円で、7億9千万円、前年度に比べて増えている状況となっております。将来の負担比率につきましては、令和3年度につきましては、マイナス80.0%というふうになっております。以上でございます。

9番（坂本玲子君）

本当に、年々基金が増えて、将来負担比率がマイナスでマイナスの80%を超えるという、非常に健全な財政の状況であるというふうに思います。ところで18歳までの子供の人数は、10年前と比較してどうでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。18歳までの人口ということで10年前、平成の25年5月1日現在は2,026人。現在、令和5年5月1日現在は1,643人ということで、383人の減で、減少率でいきますと18.9%の減でございます。以上です。

9番（坂本玲子君）

すごい減少率でびっくりしておりますが、10年間で383人も減っているという今の現状がわかりました。この高校生までの医療費無料化、近隣の町村の状況はどうなっていますか。仁淀川町、越知町、日高村ではどうなのでしょう。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。近隣の状況を、仁淀川町、越知町、日高村につきましては、高校生までの、高校生までの医療費の無料化が実施または予定、越知町の方がですね今年の10月から実施予定

というふうに聞いております。

9 番（坂本玲子君）

佐川町の高校生の人数及び、もしそれを無料化したときにかかる、予想される医療費はどれぐらいでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。高校生のですね、人数につきましては先ほどの数字の中で 320、16 歳から 18 歳までの人数が 320 人となっております。1 人当たりですね、年間どれぐらいの医療費の自己負担があるかということで試算をしたものがありますが、概ね 2 万円、1 人当たり 2 万円ということで 320 掛ける 2 万円ということでいきますと試算上は 640 万円程度かかるというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

実はですね、この前回私が聞いたときには、高校生の数が 350 人ぐらいでかかる費用が 650 万じゃない 750 万くらいというふうなお返事をいただいております。この何年か、この 2 年ぐらいで、もうそんなに減っていると、というような事情であります。また、本当に子育て中の保護者は経済的な軽減を一番希望をしています。またこれは子供に直接かかることですので、受診控えをしたりして子供の健康を余計に悪化させるということがないことにつながります。

県内先ほどの近隣調査を市町村 3 町村ともに実施、または実施予定であるというふうなお返事でしたが、県内では、高校生までの医療費無料化が非常に進んでおりまして、19 市町村で実施されています。町村だけでいうと、17 町村で実施、町村の中の 74% が実施をしております。残っているのは、わずか 6 町村、その一つが、佐川町です。課長の言う通り、近隣町村で言いますと仁淀川も越知も日高村も実施をしていますし、本当にもう何回もこれを県については何度か以前にも言いましたが、そろそろ佐川でも実施すべき内容ではないかと。

よくですね先ほどの松浦議員の、質問に、近隣町村の動向を見ながら考えますと、これも近隣町村の動向を見ながら考えていただきたいと。どういうふうにお考えになるのかお伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この子育て支援策ということで話をさせていただきますと、佐川町においては先ほど議員おっしゃい

ましたが、学校の給食費、それから保育所の副食費、こういった無償化、それから出産準備支援給付金ということで、いろんな町単独事業、独自のですね事業を行っております。他の自治体にない取り組みを推進しているところがございますけれども、先ほどの議員さん、坂本議員のですね、お話にもありました私も話をしましたが、子育て支援策としてですね、高校生までの無料化、医療費無料化を実施する自治体が、増えてきております。

またですね近年物価の高騰であったりとか、いうことで、子育て世帯の経済的な負担が増している、ということがあります。そういった子育て世代を取り巻く状況変化をしているというふうに認識をしております、これらの状況を踏まえまして本町においてもですね、医療費無料化の拡充について、財政的な見通し等勘案しながらこれまでより一步踏み込んだ検討をして進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午前 11 時 57 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番（坂本玲子君）

ということはですね、しっかり前向きに検討するという返答だったと受け取ってよろしいでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

はい、お答えをさせていただきます。前向きに検討させていただきたいと思います。

9 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。

これで私の予定の質問は全部終わります。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で 9 番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、13 時 30 分、午後 1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 58 分
再開 午後 1 時 30 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5 番、橋元陽一君の発言を許します。

5 番（橋元陽一君）

5 番議員の橋元陽一です。通告に上げておりました 5 番目の質問であります町政報告につきましては、特に質問をさせていただく事項はありませんでしたので、撤回させていただきます。よろしくお願いします。

4 つの課題について質問させていただきます。まず 1 つ目の子育て支援についてであります。私は、戦後第 1 ベビーブーム直後に生まれた世代であります。そして、そのあと 1970 年代に第 2 ベビーブーム時期が訪れて、その後予測されていた第 3 ベビーブームは起きませんでした。子供の減少は日本だけではなく、世界的な現象として現れており、同時に子供の少子化と高齢化社会が進行してきております。

経済的貧困など様々な要因が関与して、しながら、世界人口動態が変化していると推察しているところであります。先日 6 月 3 日の高知新聞一面で、2022 年度の高知県の出生率 3,721 人、4 千人を割ったと全国最少になってるってこと。

それから、人口自然減が 7,751 人で最大になったというなことも報道をされているところであります。子供が減少していく事態に対する対策は、国のあり方に関わる喫緊の課題となっております。今年 4 月 1 日付けで、子供基本法が施行し、政府も少子化対策を掲げて、3 兆円規模の子ども・子育て支援を進めようとしているところでもあります。しかし一方で、国のあり方を定めている憲法の理念を閣議決定で根本から覆し、専守防衛から他国への先制攻撃に道を開くような、敵基地攻撃能力を保有するための軍事費を、この 10 年間で、財源の裏付けも不明瞭のままで 43 兆円も拡大していくということも報道されているところであります。

これから 30 年、50 年、100 年と、国のあり方が問われてる中で、現在の政府の施策は真逆ではないかと指摘せざるをえません。

こうした中でも、安心して子供を産み育てていくことができる社会にして欲しいという住民の声を受け止めた全国の自治体の首長が、子供の医療費無料化、学校給食費の無償化などの求める声を上げ続けてきました。そして、この声にこたえて、住民では、国からのペナルティーを受けながらも、独自の施策を講じてきているところでもあります。

例えば、15歳までの子供の医療費無料化は、県内では高知市を除いて、33市町村すべてで実現をしており、全国では1,600を超える自治体で実現しているところでもあります。また、さらに町長が、町内の子供たちの給食費無償化を公約に掲げられて、財源の見通しを立て、昨年4月から実現しているところでもあります。こうした施策、子育て世帯からも高く評価されていると確信をしているところでもあります。佐川町では、第5次総合計画に位置付けられた第2期佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略、2025年度に完了します。

これを掲げ、第2期、佐川町子ども・子育て支援事業計画を推進してきているところでもあります。来年度は、改定の時期を迎えているところでもあります。安心して子供を産み育てられ、佐川に住んでよかったと声が広がるまちづくりを進めて欲しいという思いを込めまして、子育て支援について、3つの課題に絞って質問していきたいと思います。

1番目の質問ですけれども、高校生までの医療費無料化を挙げました。先ほどの坂本議員の質問に対しまして、課長の方からも明確な答弁をいただいたところではありますが、少し佐川町も頑張っているところを改めて、ご質問もさせていただきたいという思いで、現在15歳までの医療費無料化に関わって、就学前と小中学生の医療費無料化での予算措置について、この直近の2022年度の予算措置の概要の説明を、求めたいと思います。

そして、国、県、町の負担区分がどうなってるか、あわせてご説明いただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

橋元議員のご質問にお答えをさせていただきます。令和4年度、2022年度の当初予算の乳幼児の医療費無料化にかかる予算につきましては、未就学児ゼロ歳から、学校へ上がるまでで1,500万円。それから小中学生で1,800万円、合計して3,300万円の予算を計上しておりました。

負担区分でございますけれども、国の方はこれは国の補助制度ありませんのでなしということになります。県の補助がありまして、県の方では就学前までの補助制度を構えております。まず、乳児、1歳までの間の乳児の方は、2分の1の県が持ちます。1歳から未就学児の方については、まず児童手当のですね、所得制限内の第1子第2子につきましては、4分の1、県が負担します。その1歳から未就学児の児童手当の所得制限内の第3子以降につきましては、2分の1が県が持つと、いう形になっております。以上のような形で予算的にはですね令和4年度3,300万円のうち、おおよそ500万円が県の補助、いうような形になっております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

15歳までの医療費無料化について、自治体が頑張って支援をしているという実態も、あらためて確認ができたのではないかなというふうに思います。それで、こうした子供が減少の子供減少が続く中で、本当に子育てがしやすいまちづくりは喫緊の課題でもあります。

先ほどの質問にありましたように、高校生の医療費を無料化するとしたら、おおよそ700万円ぐらいを必要とするというところえ方でいいのかどうかちょっと聞かせてください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この令和5年、高校生になる世代の人口が320人ということで、試算をしますと、要する費用としては640万円程度ということでございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。高校生の数が減少してきますので必要な経費も少しずつ減ってきているのかなと思いますが、こうした課題について、第2期佐川町子ども・子育て支援事業計画で組織されています子ども・子育て会議では、こうした高校生までの医療費無料化の導入についてですね、検討したりとか、意見が出たりしたことがないのかどうか、また、あわせて、子ども・子育て会議のメンバー、現在のメンバーの方とか人数とか、構成されているとおり、またどの程度開催されているのか、ちょっと現状も、お知らせいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。これまで佐川町子ども・子育て会議におきまして高校生までの医療費無料化に関して検討したことや

意見が出たことは、ないというふうに記憶をしております。会議につきましては子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援事業計画、これの策定や、進捗管理に関わる機関でありまして、佐川町の構成員としましては、町内の保育所、学校関係者、及び保護者、教育委員、主任児童委員、子育て支援に関する地域、地域団体等で、8名の構成となっております。

会議の開催につきましては概ね年1回で、計画の策定年度については3回から4回程度開催をしている状況でございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。町内の今、子育て世代に関わる保護者の方、PTAの方と含めてですね、現場の方の参加で議論をされていると。ただ、無料化のことについても、話題に載っていないということでもあります。

ぜひ、こうした議会でも取り上げてる課題については、報告もしていただいて、意見を求めているだけならというふうに思います。

高校生までの、先ほどの令和5年度でいったら640万余の予算を無料化していく財源としたら、当面は財政調整基金になるのか、ならないのか、ちょっとそこら辺いかがでしょうか。どうでしょう。見通しは。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。私の方から一般的な話にはなりますが、これは高校生の医療費無料化については、町単独事業でやるということになりますので、当該年度です。税金、それから地方交付税等の一般財源から捻出することが基本的な考えになります。

ただ当該年度の収入で足りない場合はですね、財政調整基金等の取り崩しで、対応することになります。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。先ほど坂本議員の方でも前向きに検討していくという姿勢も表明していただきました。ぜひ前向きに検討していただきたいと。先日先月の5月4日、厚生省、これ厚生労働委員会で、これまで課してきたペナルティーは廃止をするということが決定もされ、そして、全国自治体の子供医療費助成の取り組み状況を見ると、新生児から高校生まで見ると、人口比で9割が対象になっているという説明も政府がし、その上で、高校生までを想定して、減額措置を廃止していくような考えが表明されております。

国の方も、ようやく全国の声に受けとめてですね、高校生までの

医療費の軽減に向けて動き出してますので、ぜひ佐川町でも頑張っていたいただいて、前向きにぜひ実現に向けて検討していただきたいということを重ねて申し上げましてこの項については終わりたいと思います。

2つ目でございます。子供の子供にですね、保険料を負担をするような制度割り振っていく制度であります国保での子供の均等割の軽減を求めて質問をしていきたいというふうに思います。

現在、この国保税の納付算定の仕組みについて、概略の説明をいただきたいと思います。

税務課長（真辺美紀君）

橋元議員の質問にお答えいたします。国保税の計算方法ということでございますので、税務課の方から回答をいたします。佐川町の国保税の算定につきましては、平等割、均等割、所得割の3つの額の合計いわゆる3方式で行っております。

平等割とは1世帯当たりの定額、均等割は、加入者の方の年齢によっても違ってきますが、加入者お1人ごとに負担いただくものがあります。所得割は、加入者の方の前年中の所得に応じて負担をいただく金額となっております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。佐川町はそうした算定方式に基づいてですね、国保の被保険者となる世帯数等人数について、説明をいただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

橋元議員のご質問にお答えいたします。令和5年3月末現在、佐川町国民健康保険被保険者の世帯数は1,911世帯、被保険者数は2,818人となっております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

被保険者の世帯数と人数を説明していただきました。この国保世帯の被保険者となる子供について、就学前、小中学生、高校生の人数について説明を求めたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えさせていただきます。こちらも令和5年3月末現在の人数となりますが、就学前が56名、小中学生が96名、高校生が50名で合計202名となっております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

はい。その子供たち、世帯に対してですね、軽減措置も導入され

ていると思うんですけども、軽減措置になっている世帯数、子供の数等について、少し説明いただけたらというふうに思います。

税務課長（真辺美紀君）

令和3年に法律が改正できまして、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正するという法律ができました。それによりまして、全国どこもやってるんですけども令和4年度から、未就学児に係る均等割額、均等割額の5割を減額いたしております。低所得者の方の、もともと低所得者であって、7割、5割、2割の軽減がかかっている場合は軽減後の額からさらに2分の1を減額をいたしております。

対象者につきましては、直近の数字になりますので、先ほどの町民課長の答えの回答の人数とは若干違っておりますけれども、今年の4月末時点で46世帯、対象者63名、減免額の合計は75万9,549円となっております。以上です。

5番（橋元陽一君）

そしたら減免措置で、63名の子供を対象にして46世帯で軽減が行われているところであります。そうした場合、町としての負担額がどれぐらいなるのか、およそで構いませんので、説明をしてください。

町民課長（山本壽史君）

お答えさせていただきます。令和4年度から、子育て世帯への経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割保険料を軽減する負担金が創設され、市町村は、一般被保険者にかかる保険税軽減相当分を一般会計から国保特別会計に繰り入れられなければならないこととされております。繰入金は、一定割合で負担することとなっております。国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1となっております。

軽減総額につきましては、10月31日時点で賦課期日現在の状況により算定され、令和4年度につきましては総額76万1,243円。うち町負担分につきましては19万312円となっております。なお、負担金は、基準日時点で算定されますので、軽減総額等は、先ほど税務課長が説明しました実績値と相似してまいります。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

交付税への子供への負担軽減等含めていけば、町でも、負担はゼ

ロじゃなくて、いくらかの負担をしていかなければならないということでもあります。

現時点で3方式に算定されてて、この子供の均等割を廃止した場合、町の負担額っていうのは、およそどれぐらいなるのか、計算できれば教えていただきたいと思います。

税務課長（真辺美紀君）

未就学児の均等割を廃止した場合の負担額ですが、先ほど申し上げました、低所得世帯で軽減がかかっている時点での数字が75万9,549円となっておりますが、未就学児のいる世帯の、もしすべてが低所得世帯ではなくて、軽減がなかったものとしたしますと、未就学児の人数63人掛ける、1人当たりの均等割、4万600円をかけました、255万7,800円という数字になります。以上です。

5番（橋元陽一君）

大体その子供の均等割入ったときの負担総額がおおよそ推定できるのかなというふうには思います。ぜひ大きな高校生の無償化も含めて実現していくには手が届かない、予算ではないのではないかという判断をしているところでもあります。先ほど紹介しましたぜひ子ども会議の中においても、こうした問題も提起をしていただいて、佐川町と、独自の措置としてですね、この子供の均等割の廃止を検討していただくよう、ぜひ求めていると思うんですけども、いかがでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

お答えさせていただきます。高知県では、現在国民健康保険料率の統一化に向け、令和6年度から統一保険料率を導入し、令和12年度に県内保険の県内国保の保険料水準の完全統一を目指しております。保険税の減免措置につきましても、今後県下で統一されていくこととなります。そのため、町独自の措置の対応は難しく、高知県全体として検討を進めていく必要があると考えております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

県に統一されていく動きの中で、市町村独自が検討してくるのは難しい状況に入っていくということではありますが、本格実施に向けましてまだ、6年7年あります。この間、町独自としてですね、ぜひ検討していただいて、先に均等割を廃止をしていく動きを、県下の中でも広げていただき、全国にも広げていただきたい、そういう声を

ですね、ぜひ県や国の方にも、担当者としても声を上げていただきたいということを強く強くお願いいたしまして、この項については、質問を終わりたいと思います。ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

3つ目の課題についてであります。子供の生活実態と、その対応についてであります。昨年5月に、保育所、保育園、それから小学校中学校までの、町内の子供の生活スタイルの調査が行われて、昨年12月定例会の町長の行政報告で少し紹介があり、対応については、今年の3月の定例会で齋藤議員が議案質疑を行いまして、動きの大きな動きが紹介をされているところであります。今町内の子供含め成長期まっただ中にある子供たちがメディア漬けになっていて深刻な事態にあるということを思いまして、この質問を立てました。ぜひ、子供たちの状況等、教育行政の対応についてご説明をしていただきたいというふうに思います。

最初に、昨年行われました調査はどのような規模で行われたのか、全国規模なのか、対象地域を限定して行われたのか、まずその調査の概要について説明をいただきたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

はい。橋元議員の子供たちの生活実態についてのご質問にお答えいたします。子供たちの様子を見ますのにですね、中学生の年間30日以上欠席をよく見ておりますが、これが教育研究所を平成30年に設置した後に、順調に落ち着いてきておりましたんですが、令和3年度の秋から再び増加傾向になりまして、子供たちの生活の実態はどうなっているのだろうかという危機感を感じておりました。

そこで昨年5月に保育所、園の協力をいただきまして、佐川町の未就学児から中学校の3年生まで、1,246名を対象に、早稲田大学人間科学学術院の前橋明教授による調査を実施いたしました。有効回答数が1,227名で約98.5%となります。

この調査は佐川町に限定したのですが、前橋教授は毎年今回の調査と類似した調査を全国的に実施しております。それと高知県でも平成16年以来、各市町村で調査した結果を集積しておりますので、多くのデータと事例をお持ちです。今回の調査は、今後本町の子供たちの生活の状況を分析し、対策を検討するには適した調査であったと考えております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

はい、早稲田大学の先生のリーダーによってですね県内でも子供たちの実態が、の調査が蓄積をされているというところであります。

その調査の中で、少し気になるようなことについて絞り込んで、質問していきたいと思います。ゼロ歳から就学前までの子供の睡眠時間等、遊び、外遊びの時間が、非常にこう発達を危惧するような状況にあるというようなことも少し聞きお聞きをしました。この就学前の子供の睡眠時間の状況、そしてどんな発達への影響がどんなことを危惧されているのか。具体的な説明をしていただきたいと思います。なお、遊び時間が外遊びの時間が少ないことも関連しておれば、あわせて共通してること、共通してないこと、分けて説明いただければいいかといいます。別々だったら別々にまた質問していきます。よろしくお願いします。

教育長（濱田陽治君）

それでは、睡眠時間の件についてご説明申し上げます。調査結果によりますと、佐川町ではゼロ歳から就学前までの乳幼児の睡眠時間が平均9時間半であるとなっております。医学的には、生後すぐは16時間、10歳ぐらいまでは10時間の睡眠が必要であるとされていますので、明らかに短いと考えられます。人の脳は乳幼児期に大きく成長しほぼ成人に近い大きさに、小学校の低学年ぐらいで育ちますので、そしてまた機能も備わるとされております。その時期に十分な睡眠をとらない場合、脳の発育に大きな影響を及ぼすのではないかと危惧しております。

この調査の中で、具体的な事例として、小中学生につきましては眠いあくびが出るなど朝からの疲労状況が報告しておりますし、研究者の中からは、9時間半未満の短時間睡眠の幼児の特徴について、じっとしてられない、歩き回る、注意の集中が困難である、イライラしていると、という報告をよく聞いております。

今後具体的にどのような影響があるかなどを前橋教授を始め専門家の知見に学ぶ必要があると考えております。以上です。

5番（橋元陽一君）

就学前の子供の脳の発達に睡眠時間少ない場合は影響及ぼすんじゃないかということも指摘もされているところでもあります。子供の睡眠の時間は人間の成熟を促進するというような指摘もされているところもあります。あわせてですねこうした問題、睡眠時間が少ないことに合わせて、子供の外遊びの時間が少ないことも指摘もされ

ているところであります。この外遊びの時間が少ないことが、子供たちの発達にどんな影響をおよぼしていくのか、どんなことが危惧されているのか、具体的な例を挙げて説明いただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

はい。では外遊びの件についてご説明申し上げます。調査の結果、1歳から小学2年生の幼児児童で、屋外での動的活動は動く活動ですけれども、これが文部科学省が幼児期運動指針により推奨している1時間に対して、保育時間や学校の中での活動除きまして、30分から40分程度となっており、子供たちの遊びは室内での静的静かな活動、が主となっております。屋外で遊びますと太陽光による神経が刺激され、体を動かすことによる体温の上昇と相まって、自律神経系の機能が育ち、体を維持するための恒常性ホメオステシスといえますけれども、この恒常性が育ちます。

これがない場合、室内でエアコンディションの中で、生理的な遊びをしておりますと十分育たないのではないかと考えております。

また屋外で地域の皆様に見守られながら育つことによって、コミュニケーションの力が育つなどの社会性への影響、ひいては人格形成についてもどうなるものかなと心配をしております。以上です。

5番（橋元陽一君）

今、子供の発達で自律神経のは、感性といいますか、に合わせて、重大な影響を及ぼすというようなことも指摘されているというにとらえたらいいのかなと思います。こうした子供たちの乳幼児期のこの子供たちの状況が、小中学生に引き継がれていってること深刻ではないかなというふうに思ってます。乳幼児期を終えて小中学校になった時には、個々の子供たちの生活スタイルにどんなことが、どんな現象として現れるか、特徴的なことについて事例を挙げて説明いただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

はい。一般的な姿としまして、この子供たちの特徴ですが、メディアの視聴時間が長いと、小学校6年生で平均5時間、中学生で平均7時間、家庭学習の時間を短く中学校の3年生の4分の1がゼロ時間から30分未満、夜ふかしで朝は登校のため比較的早く起き、結果として短時間の睡眠で疲労感を訴えるという姿が大まかなところで見られるということです。

5 番（橋元陽一君）

睡眠時間が少ない、外遊びの時間が少ないことによって子供たちが、メディアに何とか使い切ってる状況が明らかになってきているのかなというふうには思っております。今、小学生 5 時間中学生 7 時間というふうにありましたけども、こうした子供たちのメディアに関わってる時間の長いっていうこと、佐川の子供たちだけではないんじゃないかなと思うんですが、何かこう、小中学生のメディアに関わる時間の、これだけの長い時間、そっからこう見えてくる、何かを危惧されていることって何かあれば、2、3 例事例を挙げて説明いただけたらというふうに思います。

教育長（瀨田陽治君）

実はですね、昨日朝の 9 時から 4 時まで、県民文化ホールの地下の楽屋で学校関係者といろいろやってたんですけどその中でも、このメディアとの子供の状況というのは大人が考える以上に深刻化して異次元だということが学校関係者から口々に言われておりました。

佐川町の状況についてご説明しますと、このメディアの視聴時間につきましては、小学低学年から、日本小児科医会という、専門家の会議がありますけども、これが上限としているのが 2 時間、これに対して本町では平均で小学校 1 年生で 1 時間 55 分から 56 分と。2 年生で 2 時間半から 3 時間と、高学年になると 5、6 時間を超えて中学生になると 7 時間を超えると、テレビを見ながらスマホというながらがあるにしても極めて長いと感じます。この影響としては光刺激による神経の疲労や混乱など、自律神経への失調のにより、生体としてのリズムが変調すると、こういった事例が報告をされております。脳の発育への影響も心配されてます。身近なところではですね学力テストの結果を見ると、ゲームの使用時間と学力テストには明らかに相関が見られております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。子供たちが生まれてから、一定大人の体になるまでの間に、睡眠時間や外遊びの時間、そしてまた、メディアへ浸る時間等が、子供たちが、人間だけすごく成長していく、その以前の問題として、生物としてですね、脳の発達や生態のホメオスタシスにも重大な影響をおよぼしているということが、一定こう明らかになってきているんじゃないかなというところに、明らかになってるんじゃないかということをとらえているところです。こうした、子供の問題につい

て、子供たちの発達を危惧する事態が、をどう改善していくのか。

学校や小学校保育園、だけではなくて家庭だけではなく、社会全体で取り上げていかなくちゃいけない大きな重大な課題ではないかというふうに思っ、思っておりますけども、教育委員会として、現時点で、どういうふうな、こうしたことに対して対応されていくのか、計画が立てられているかと思しますので、計画の概要について説明いただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

これはですね、昨年データを収集して驚いているという段階で、その原因になるですね背景、親御さんを含めて生活のスタイルの状況とか、なぜそうなったのかなということから議論をしなくちゃいけないんですけども、今年度からですね新たに見えてきましたこれらの課題に取り組みまして、根本解決を目指して教育研究所に社会教育指導員を配置した上で、担当業務を見直しました。社会教育へのさかわ未来学への活用、さかわ未来学の活用とともに、生活リズム改善のための保護者への支援、PTA活動や、各校の学校運営協議会の支援などを任務として位置づけるなどをして教育研究所の体制を強化して取り組みをしようとしております。

具体的には、全額国費による、早寝早起き朝ご飯運動推進事業の委託を受けまして、学校長、保育所代表、保護者代表、健康福祉課と教育委員会事務局職員で構成する子供の生活リズム向上プロジェクト推進委員会を開催し、昨年収集したデータをもとに、原因を探り、具体的な対応を、同プロジェクトの戦略会議において立案し、その中で、PTAや学校、健康福祉課、福祉関係機関との連携によりまして、まず教職員児童生徒保護者関係者への啓発、次に生活リズム改善のための指導者の育成、3つ目に体育遊び運動遊びの理解促進と指導者の育成と、4つ目に、小学校体育科、中学校保健体育科や家庭科での取り組みの重点化、5つ目に幼児と保護者や幼児と中学生の触れ合い体操の導入と、こういったことに取り組んでいきたいと考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。調査に踏まえて、教育研究所を中心にしながら、行政の方も縦割りから横割りでつながってですね子供たちの発達に向けて、どんな手だてができるのか、しっかり親、保護者と向き合って対策を立てていくという方向が計画されてるってこと確認させていただ

きました。大変な仕事になると思うんですけども、ぜひ子供たちのために、佐川のこうした事例が、また他の市町村の教訓になるような取り組みとなるようにですね、ぜひ大人が膝を突き合わせて、立場を超えて、話し合う場をぜひ作っていただきたいということをお願いしていききたいと思います。

そしてまた、こうした取り組みの中で一定明らかになったことがあれば、議会懇談会も先に終わりましたが、これから行う町政懇談会等もあります。こうした場でも、重大なテーマについては積極的にも発信をしていただいて、町あげてですね、子供たちの、状況を共有をして、みんながどんなふうに、子供たちと向き合っていけばいいのか、議論できるような場も検討もしていただきたいということもお願いして、この項についての質問を終わりたいというふうに思います。

2つ目のテーマに入ります。産廃問題についてであります。

本体工事の進捗状況や工事等について、概略の質問させていただきたいというふうに思います。この間、加茂駅の方から、霧生関に向かって走っておりましたら、予定地の山の方にですね、青いブルーシートがこう見えておりました。今そのブルーシートも見えておりません。随分と高いところまで削ったんだなというのは、想定をしておりました。エコサイクル高知のお知らせの毎月発行されます、中にもですね、南斜面を掘削している写真等が出て、随分と整地になってるというふうに、こう思ってる所であります。こうした南斜面の頂上までの削ったことについて、僕から見たらかなりオーバーにといいますか、予想以上に削ったなというふうに思ってるんですけど、こうした削ることについての何か説明を受けられているかどうかご回答いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。令和5年3月26日に開催されました第3回環境保全等連絡協議会において、同様に、工事現場南側斜面のブルーシートにつきましては、ご質問があり、エコサイクル高知からは、工事で掘削した箇所が雨水で侵食され、土砂が流出することを防ぐために設置したものであると聞いております。また、南側斜面上部の掘削位置につきましては、雨水の影響による崩壊を防ぐ目的で、法面の勾配をゆるめているため、当初計画よりも掘削が広がりが生じたと聞いております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

本体工事が進み始めて、実際にはより安全な方向で設置していく方向で、当初の計画では随分と広げられているのかなというふうにとらえたらいいのかなと思います。で、説明書、エコサイクルのお知らせにもありましたけれども、南線斜面を掘削をして、北側に盛り土をして、整地をしていくということでありました。当初の設置予定が標高が 170 メートルぐらいに設置をするというふうにとらえたらいいのかなと思ってます。間違ってたら訂正してください。その標高から、本体工事は、20 メートル前後掘削をして本体が作られていくんじゃないかなというふうには、思います。これまで、設置場所の真下を地表面からすれば浅い層と深い層、20 メートル以下と思うんですけど、層で地下水が流れていることも説明を受けているところであります。

こうした掘削をし、盛り土をしたことによって、この本体が設置される地下水の潮流といいますか、滞留、地下水がたまったりですね、それから湧水地点や、地下水が流れる方向が、どんな影響が出てくるのか。行って説明を受けておいでることがあれば説明いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

ご説明いたします。令和 3 年 12 月 19 日に加茂地区で開催されました、住民説明会におきましてエコサイクル高知及び高知県から説明がありました通り、建設予定地の地下水は、南及び西の斜面から流入し、雨水が高い時は北及び東の東の斜面に流れ、水位が低いときは、北の常時湧水地点に向かって流れている形態となっており、北側及び東側斜面において、湧水が 2 地点で確認されたと聞いております。

なお、地下水から地下水への影響につきましては、令和 2 年から令和 3 年にかけて実施しました環境影響調査において、工事による影響が予測される地点は、湧水地点より標高が低いため、工事の掘削による地下水量の影響どう地下水量の減少の影響はほとんどないこと。また、濁水につきましては、沈砂池を沈砂池で処理を行い、場外へ排出する計画であり、影響はわずかであると聞いております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。地下水の影響は少ないという判断をされてるということを、

のようです。この間、モニタリング等の報告も毎月のお知らせの中に掲載されておりますけども、長竹地区公民館の測定値と、それから現在設置されているところにおいてですね、夏と冬は少なく、冬と春が多い場所だと開設をして、同時点で降下ばいじんもですね、気象条件や季節によって、一定の幅で変動するというふうに説明もされているところであります。

私も議会で質問指摘しましたけども、R 5 年 2 月 27 から 3 月 27 日の 1 カ月間の測定値が、長竹地区の測定値の変動幅としてですね、3.3 トンになるような、大きく膨れ上がったこと。このことも、気象条件や季節によって一定の幅で変動するという説明で終わってます。

工事の影響の有無は、全くないのか、どうなのか、何か説明を受けていることがあれば、回答いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。環境モニタリングのうち、降下ばいじんの測定結果につきましては、本格的な工事開始前の令 4 年 10 月 25 日から 11 月 25 日の 1 カ月は、1 平方キロメートル当たり 0.25 トンとなっております。他方本格的な工事開始後、11 月からの 1 カ月は 1.35 トン。12 月 27 からの 1 カ月は 0.24 トン、1 月 24 日からの 1 カ月は 1.13 トン、2 月 27 日からの 1 カ月は 3.33 トン。3 月 27 からの 1 カ月は 1.1 トンと、基準値の 10 トンの半分以下の一定の幅で変動しております。

また令和 2 年の環境影響評価の 4 回の測定結果におきましても、0.3 トンから 1.9 トンまでの一定の幅で変動しております。このように同じ地点であっても、風向き、湿度、花粉や黄砂の発生等の気象条件、季節によって一定の幅で変動するものと考えられます。なお、エコサイクル高知からは、施工に当たりまして、引き続き、排出ガス対策型の重機の使用や工事現場での散水等の対策を実施するとともに、測定結果を注視しながら、周辺家屋等に影響が及ぼすことのないように取り組んでいくと聞いております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

現時点ではあまり影響がないというような説明だと思います。3 月 26 日の環境保全協議会で、降下ばいじんの環境モニタリング地点を 4 月から増設するという説明があります。この増設された場所はどこなのか、そしてまた 5 月付けで配布されたナンバー 10 のモニタリングの地図には、増設された場所が記されておられません。気象条

件や季節によって、今の場所よりも、工事の影響を判断しやすい場所が選定されて設置されたのか、この場所の選定と、増設した理由などについて、どう説明を受けているか、ご回答、説明をお願いします。

町民課長（山本壽史君）

はい。ご説明させていただきます。令和5年3月26日に開催されました第3回の環境保全等連絡協議会におきまして、大平山鉱床で鉱山掘削が盛んだった当時、土ぼこりのようなもので、かすんだことがあったので長竹地区の大平山鉱床の北側付近に降下ばいじんの環境モニタリング地点を追加欲しい、して欲しいとの要望がありました。エコサイクル高知からは、このご要望を踏まえ、近隣住民の皆様のご不安に対する対応するため、早速4月24日から、長竹地区に降下ばいじんの環境モニタリング地点を一つ追加し測定を開始したと聞いております。ちょうど大平山鉱床の下と言ったらおかしいですけど、ごめんなさい国道がおりてきて、大平山見える下のところあたり、あの辺りにちょっと民家があるんですけど、そのあたりに設置したと聞いております。

5 番（橋元陽一君）

はい、ちょうどカーブのところに、奥のところに人家が3軒ぐらいありますが、その奥辺りっていうふうにとらえたらいいんでしょうか。はい。ぜひまたその地図にも明記をしていただいて、知らせてもいただけたらなというふうに思います。

最後ですけどもこの本体工事にあたってですね、9カ所にわたってボーリングが行われて、一応設置する場所は大丈夫だということのもとで、2020年6月の配布された資料で、ボーリング調査や電気探査を踏まえた状況の報告があって、そのあと最後の方に、今後の予定として、施設の構造物を設置する位置の、地質データを得るためのボーリング調査を実施していくというふうに、報告もされているところであります。現時点で、この本体施設を設置する場所のボーリング調査が行われたのか行われてないのか、行われたとしたら、結果がどういう形で報告されているか。説明をいただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えさせていただきます。処分場本体の建設工事予定地の地盤につきましては、建築物の安全を確認するため、基盤造成基盤面造

成後にですね、地盤支持力検査というものを行うと聞いております。
したがってまだ、検査行っておりませんこれからになります。
以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい、またその報告を待ちたいというふうに思います。なお、行政報告の方もありましたけども、現地調査の、現地見学の件、日程も何か検討されてるって話がありました。この現地見学の日程なんかは、まだ決まってないのか、決まってるのか、決まったら教えてください。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。エコサイクルセンターの方に確認をとりましたところ、また安全性が確保できないということで、夏以降になるという、なるとの報告を受けております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。そしたらまたそのお知らせを待ちたいというふうに思います。産廃問題については以上で終わりたいと思います。

3 つ目の質問に入ってまいります。マイナ保険証に関わっております。6 月 2 日、参議院本会議で保険証を廃止し、マイナンバーカードを国民に強要していく改定ナンバーを法が、設立をいたしました。個人情報を知られない権利は、基本的な人権であり、どこまで担保されるか不明な段階での導入は、中止せよというような声も大きく広がっているところであります。この間、政府は、マイナンバーカードを付与し、本人申請という形で、マイナンバーカード取得を進めて参りました。総務省のカード手続きの説明チラシには、これらの、これからの暮らしに手放せない 1 枚として 8 つほどの事例も紹介されております。カード申請を促進するために、好きなキャッシュレス決済サービスで使えるとして、2 万円分のポイントもつけました。

一方で、マイナンバーカードの運用現場からは、疑問の声や悲鳴が新聞報道でも紹介されているところであります。個人情報が、政府の機関に収められていくことへの危惧、また個人情報保護が崩されていくことへの不安の声として、何件か紹介させていただきます。

5 月 21 日付の高知新聞声広場、高知市内のクリニックの院長が、マイナ保険証顔認証システム導入の補助金の根拠について、なりす

まし防止とする、社会保険診療基金の回答に対しまして、不在、不法滞在外国人の締め出しを医療機関に協力させるのが目的ではないかとか、医療を必要とする住民を助けるのが医療現場の仕事だと、こうした、顔認証の導入については、医療現場からの締め出しをし、ねらってるんじゃないかと、まさに人道上の問題ではないかということも指摘もされているところでもあります。

また、全国の医師で構成されています全国保険医団体連合会が、4月42都道府県8,980の高齢者、介護施設にアンケートをそこへ送付をして、1,219施設から回答えた結果について公表されております。利用者、入所者の健康保険証を施設で預かってる施設はどれぐらいかということ、83.6%。それに対して、保険、健康保険証が廃止をされ、自身がマイナンバーカードだけとなった場合、管理できるかの問いに対してできるは6%。できないは94%におよんでおります。管理できない理由として、カード暗証番号の紛失時の責任が重い91%、カード暗証番号の管理が困難83%。カードの不正利用情報漏えいの懸念が73%。こうした問題が、介護現場の責任者からも、自分たちの責任が追い詰めるっていうことで悲鳴が上がっていることを取り上げております。

また、世代間の受けとめ方の違いについても明確なことが紹介されました。5月29日、高知新聞の一面に共同通信世論調査結果が掲載されました。トラブルが相次ぐマイナンバーの活用拡大に不安を感じているかの質問に対して、大いに感じてる、ある程度感じてる合わせると70%、またトラブルの不安の有無については、60代以上で77%、40代から50代層も73%、30代以下ではぐっと下がって、54%になります。そしてまた若い30代以下は不安も感じてないも44%あることが紹介をされております。

今朝の高知の新聞報道でもですね、公金受け取りが家族名義になっているということが指摘もされて、すでに改めて再登録の指示を出した旨も紹介もされているところでもあります。私も70代に入り、不安を感じてる世代でもあり、このマイナンバーカードの申請については今ためらっていて手続きをしておりません。今回の質問は、私たち世代も含めてですね、わからないことが多いので、マイナンバーカードの手続きや法的規制に係ることについて、何が変わるのか、質問していきます。初心者の方の初歩的な、手続きだと思いうんですけれども、初心者の私に理解できるような説明をぜひお願いした

いというふうに思います。

一つ目ですけども、そもそもマイナンバーの12桁のことかな。

マイナンバー化、マイナンバーそのものは、行政の場で、どのような法規制のもとで、どのような目的で使用されているのか、説明をいただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答え、お答えさせていただきます。マイナンバーの取り扱いに関しましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法で規制をされております。この法律は、マイナンバーに関わる必要事項をまとめたもので、主に、マイナンバーの収集、利用、保管、提供の制限、そして、マイナンバーの適切な管理のルールが定められております。

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策などの分野におきまして、効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する目的があります。

去る6月2日におきまして、6月2日改正マイナンバー法等の関連法が参議院本会議で賛成多数で可決成立されました。マイナンバーの利用につきましては、これまでは社会保障、税、災害分野の行政手続きのみとされておりましたが、今回の法改正によって、自動車に関わる登録、国家資格の変更、外国人の行政手続きなどの分野にも、範囲が広がることとなりました。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

マイナンバーが一定の法的な規制のもとで運用されていくという状況は確認できたのかなというふうに思います。例えば、私たちが納税をしていく場合、現在納付書で納税しておりますけども、こうした納税の手続きはどんなふうになるのか、変わらないのか、ご説明いただきたいと思います。

税務課長（真辺美紀君）

はい。税金の支払い、支払いの場面では現時点ではマイナンバーを使っても何も変わることはありません。ありませんが、所得税の確定申告におきましては、マイナンバーカードがあれば、パソコンやスマホを使って、自宅からでも簡単に申告ができる仕組みになっています。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。税を納付する場合は、マイナンバー使わなくてもいいと、確定申告の場合に利用されるという確認をさせていただきたいと思います。カードの裏に組み込まれています、ICチップに内蔵されているアクセスポイント。このどのような構成になっているのか、またこのICチップの内蔵されているアクセスポイントに関わってですね、どのような法規制があるのかないのか、ご説明いただきたいというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えさせていただきます。先ほども申し上げましたがマイナンバーカードの取り扱いに関しましては、マイナンバー法で規制をされております。次に、ICチップの内、中身なんですけど、マイナンバーカードのICチップの中には、公的個人認証アプリケーション、件名事項確認アプリケーション、件名事項入力補助アプリケーション、住基ネットアプリケーションの4つのアプリケーションと空き領域があります。

それぞれのアプリケーションにつきましては、件名事項アプリケーションにはカードの裏面情報、住所、氏名、生年月日、性別の4情報に、顔写真、そして及び裏面情報、個人番号マイナンバーになりますが、これの画像データの情報が、公的個人認証アプリケーションには署名用電子証明書と利用者用電子証明書の情報が、件名事項入力補助アプリケーションには個人番号や4情報を利用する事務を行う際、個人番号や4情報をテキストデータとして利用するための情報が、そして、住基アプリケーションには住基ネット関連事務の際、住民、住民票コードをテキストデータとして利用するための情報が記録されております。

また、ICチップ空き領域につきましては、市町村、都道府県等は条例の定めで、国の機関や民間事業所につきましては、総務大臣の定めるところにより、それぞれの独自のサービスが可能となります。具体的に事例を申しますと、民間事業所におきまして、機密情報を取り扱う部屋などへの入室制限の確認に利用する事例や、徳島県におきましては、カードの空き領域へ利用者識別のためのアプリケーションを組み込むことで、カードパソコンへのログイン、特定のセキュリティ管理区域への入室時の本人確認に活用できる顔写真入りの職員証として利用したりする事例があります。なお先ほども

申しましたが、民間事業者におけるマイナンバーカードの空き領域の利用につきましては、マイナンバー法に基づいて、総務大臣が定める基準に、適合する場合のみに、マイナンバーカードの空き領域を使用することが可能となっております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

一定法規制を受けながら、内閣総理大臣とか総合大臣が定めるところの認可を受ければ、民間事業の方も参入ができる、利用できる、いうふうに開かれているというふうにとらえていいのかなというふうに思います。そこが一番私危惧をしてるところであります。で、このマイナンバーそのもの等、今ご説明いただいた IC チップに内蔵されているアクセスポイント、リンクしてるのかしてないのか、マイナンバーを使わなくても、先ほど説明された IC チップのアクセスポイントは活用できるんじゃないかと思うんですが、そこら辺の関わりは、どうなってるのでしょうか説明ください。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。マイナンバーカードの IC チップ内には、先ほど申しました、公的個人認証アプリケーションなど、4つのアプリケーションと空き領域があります。これらのアプリケーションにはマイナンバーカード交付時に設定しました暗証番号が必要となり、マイナンバーは必要とありません。したがって IC チップ内のアプリケーションとマイナンバーの関連づけはないものと考えています。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。そういう法的規制が関わりがないっていうふうにとらえていいのかなと思います。私も専門的なことでこれから先はさらにどうということが想定されるかわかりませんが、もってまた勉強させていただいて、今の回答を踏まえて、またお聞きをしていきたいというふうに思います。

こうした状況の中で、現時点でもコンビニでの住民票の誤交付、誤っての交付ですね。から、マイナ保険証での情報登録の誤り、先ほどいくつか紹介をいたしました。それから病院受診でのトラブル等が起きてる、こうしたことが、現時点でどうして起こっているのか、何か把握され、原因について把握されていることがあれば、ご説明いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。デジタル庁の発表によりまして、コンビニ証明交付証明書の交付サービスの誤交付につきましては、各自治体が事業者に委託して構築したシステムの、不適切なプログラム処理等によるものであると聞いております。この問題につきましてはすでにプログラム修正等の対応が完成しているとのこと です。

続きまして、健康保険証の情報のひもづけ誤りにつきましては、就職や転職など、保険証の切り換えが必要なときに、新たな医療保険の保険者が被保険者の情報をオンライン資格確認、システムに登録することとなります。この際、保険者が本来の事務処理とは異なる方法で事務処理を行ったために、別の方のデータとひもづけされてしまったものです。例えば、被保険者のマイナンバーカードがわからない場合、本来は、氏名、生年月日、性別、住所が一致することを確認する必要がありますが、一部の情報のみが一致するだけで登録をしたり、複数の候補、例えば同姓同名で生年月日性別が同じであるとか、こういうことが提示されたときに、それぞれの候補の内容をしっかりと確認せずに、ひもづけをしてしまったために、誤りにつながったものでございます。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

そうしたことが本人の責任がどこまで求めるか求められるのかちょっと私も今判断はできません。こうしたマイナンバーカードをめぐる問題で、本人の責任で損害が起きた場合、本人とは関係ない場面ではそういう損害が起きた場合、こうした場合について国や県から、どういうふうに対応すべきだという通知とかいうのが、来てるのか来てないのか、ご説明いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。マイナンバーカードをめぐる問題は、先ほどもお答えしたようなことを含め、いろいろなケースが考えられます。問題が起きた場合の対応については、国、県等から具体的な説明は受けておらず、詳細な資料とかまだ届いておりません。仮に問題が発生した場合は、関係機関と連携をとりながら対応していくことになるかと考えております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。現時点では行政の今ではですね、そういった対応についての指示はこうきてないということでありまして。住民にとりましたら、

マイナンバーカードの申請手続きは役場の窓口で、行いましたので、こうしたトラブルに巻き込まれたときには、当然、私は窓口に苦情なり含めてですね、いってしまうんではないかな、そういうことも危惧もしております。で、ぜひもう住民の方にもですねわかるような、何か説明が必要ではないかなという、現時点でもですね、思うんですが、言葉で、今私も答弁を受けてもですね具体的に、まだ、頭の中で想定できるような状況にはなっておりません。年代の高いメンバーにとって世代にとってみたら、大変困難を要する、そしてまた不安をかりたてるも課題でもありますので、行政としても、こちら辺の対応については丁寧に進めていただきたいなということを重ねてお願いしておきたいと思います。

現在の保険証の使用期限等についてであります。来年秋に導入という形で法が改正されました。現在の保険証、いつ廃止されることになるのか、そして廃止する手続きはどうなるのか、廃止する通知はどうされるのか、市町村の方から、どんな手だてがされるのか、検討されてることがあれば、また県や国から通知が来ていることがあれば教えていただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。改正マイナンバー法などの関連法が6月2日、参議院本会議で可決成立されました。関連法の成立に伴いまして、令和6年秋以降は、新規の保険証の発行は取り止め、マイナンバーカードと、健康保険証が一体されることとなります。

なお具体的な内容につきましては、関連法が成立したばかりである、あり、確かな情報を入手することはできておりませんが、令和6年秋の地点で、お手元にある有効な保険証は、その地点から最長1年間使用することができる予定となっております。

また、国民健康保険におきましては、一括更新分は、令和5年度から、8月更新となりますので、令和6年8月に更新、有効期限を令和7年7月末予定としております。紙の健康保険証として発行するのは、令和7年7月末有効期限のもので廃止予定となります。

また、随時で交付する保険証につきましては、現在のところ、いつまで交付するかは未定で、令和6年秋ということだけで、具体的な時期が示されておりません。なお、国民健康保険証及び後期高齢者医療保健証の発行の取り止めにつきましては、国での具体的な内

容が示されましたら、町の広報やホームページ、また、令和6年の保険証交付時に周知を行っていきたいと考えております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい、国の方は廃止のマイナンバーカードに一体化した方向で動いていくという流れの中で、この保険証が廃止された後、マイナ保険証の手続きも申請をするというふうになっていくと思うんですけども、手続きをしてない場合、病院での受診、投薬等について、どんな時、なんて住民にとってどんな対応が、求められてくるのか、現時点で把握されてることについて説明いただきたいというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。マイナンバーカード保険証利用とするメリットとしましては、一つには転職や転居等による保険証の切り換えや更新が不要となること。また、薬の情報や特定健診等のデータをいつでも閲覧することができ、その情報は本人の同意に基づいて、診療や、薬剤処方への利用することが可能となりますので、よりよい医療を受けることができるようになることが挙げられます。

高額医療費制度、高額医療費制度を利用する際も、情報提供にかかる同意をすれば、保険者への限度額適用認定書の交付申請も不要となります。そういったメリットの中でも、薬の情報や特定健診等のデータ閲覧、情報提供につきましては、マイナンバーカードを利用しない場合、現在のところを利用することができないようになっております。そのため、医療機関、薬局等への情報提供につきましては、従来の方法、お薬手帳や紙の健診結果等によってになるかと思われます。

また、マイナンバーカードに保険証の情報をひも付くひもづけしていない場合、氏名、生年月日、被保険者等、記号番号、保険者情報等が記載された資格確認書、基本的には紙となります。これにより、被保険者資格を確認することとなる予定でございます。資格確認書は本人の申請に基づき、書面または電磁的方法により、保険者から提供する、提供すること。またその有効期限は、1年を限度として、各保険者が設定することとなり、様式につきましては、国が定めるとのことですが、詳細につきましてはまだ示されておられません。

なお現在の県健康保険証を提示した場合、利用ができない薬の情報や特定健診等のデータ閲覧等につきましては、保険証廃止後、資格確認書にて対応した場合、どの、こういった取り扱いになるかも現在のところはまだ未定となっております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

マイナ保険証の手続きをしない場合は資格証明書の発行で、紙で1年間は対応していくというふうに、それでいいのかなと思います。それでも間に合うかどうかわかりませんが、マイナ保険証にひもづけしない場合にですね、多くの方がそういうケースが出てくるのかなということも予測もされているところでもあります。ぜひ国の動きに合わせざるをえない面もあるかと思うんですけども、様々な問題起きたときには、全部国民が背負わなければいけない。それはまた、自治体の末端の方にそれが課せられてくることもあってはならないというふうにも、思うところがあります。ぜひ、そこら辺も丁寧な対応をし、求めますし、もし手続き上、どうしても困難があるということが出てくれば、上の、県や国の方にも上げていただきたいというふうに思うところがあります。

現在の国保の滞納者に対しましては、1カ月とか6カ月とか、短期保険証なども発行されているかと思います。こうした対応はどのように変わっていくのか、説明いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。健康保険証の廃止に伴い、マイナンバーカードを保険証利用した場合、有効期限がなくなるために、国保で発行しております短期被保険者証の仕組みは廃止されることとなります。短期保険証の交付対象となる滞納者の取り扱いにつきましては、現在のところ未定で、今後国が示していくようになります。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

国保の滞納者についてはまだ未定だというふうにとらえていいのかなと思います。さらに1年以上滞納が続き、特別な事情がないと診断されたときには、資格証明書が発行されてきたと思うんですけども、そうした措置もまだわからないのかどうか、わかって、わかってることがあればご説明いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。資格証明書の交付対象者につ

きましては、保険証が廃止された場合、特別療養費の対象者として取り扱い、資格証明書ではなく、マイナンバーカードまたは特別療養費の対象者である旨を記載しました資格確認書を提示し、受診するようになります。医療機関では、特別医療費の対象者として確認ができるようになります。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

そしたらマイナ保険証の手続きをしなかった場合とか滞納が続いた場合の対応も資格証明書で対応していく体制だというふうにとらえたらいいのかなというふうに思います。で、ただこの資格証明書の発行になった場合は、受診時は、医療費の全額支払いをして、後で7割から8割の給付の払い戻しのシステムだと思うんですけども、こうなったときには、病院に行けない事態も当然予測されるのかなというふうには思いますが、そこら辺について、担当の方で何か懸念されていること等あれば、ご説明いただけたらなと思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えさせていただきます。先ほど議員さんがおっしゃる通り、10割負担として取り扱うことになり、そういう場合が生じるかと思いますが、今後ですね町としましてもそのあたりを十分検討して参りたいと考えております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

現在の保険証が任期期限を切られてですね執行していくことになります。そしたらこうした一定住民が大変な状況に追い込まれる自体も一定想定されますので、そこら辺の検討も含めて、丁寧に進め、周知をしていただきたいというふうに思います。

それで、マイナ保険証の発行等に関わってですけども、私は、マイナンバーが付与された時点で、導入時点といいますか、では、こうした運転免許証とかパスポート等とかがつながるよって話は耳にしましたけども、保険証までつながる話ではなかったんじゃないかなというふうに思っております。どういう時点で、保険証が義務づけすることになったのかですね、簡単に構いませんので経緯をご説明していただけたらなと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。詳細な資料については、ちょっと十分に収集することができませんでしたので、確認できる範囲でお答えさせていただきます。マイナンバーカード保険、健康保険

証として利用できるオンライン資格確認の運用につきましては、2018年6月15日に、未来都市戦略2018におきまして、閣議決定され、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認は、令和3年10月より本格稼働を開始しております。

その後、令和4年6月7日に閣議決定されましたデジタル社会の実現に向けた重点計画におきまして、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の方針が示されております。そして同年10月13日の記者会見におきまして、河野デジタル大臣から令和6年秋の健康保険証廃止が発表されております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。マイナンバーとマイナ保険証との関わりについての流れは、マイナンバーが先行してきてて、後から後付けをされたというふうにとらえていいのかなと思います。

いくつか、保険証の利用等についても、質問する予定でありましたけど先ほどの課長の答弁の中で一定把握できましたので、この保険証が、に関わってなんですけども、現在は保険証が1年ごとに更新されております。国民皆保険制度のもとで、行政の方が、国民に対しまして、保険証を発行してきた経過があるかと思います。この保険証の更新手続きってというのは、期限があると思うんですけども、更新手続きで来たときには、誰がどのような形で、どんな方法で行うのか、概略で構いませんので、ご説明いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。紙の健康保険証には有効期限が表示されておりますが、マイナンバーカードで保険証利用した場合、有効期限がなくなるため、更新は不要となります。ただ、マイナンバーカードを保険証として用いる際に、必要な電子証明書、マイナンバーカードの中に、内蔵されておりますが、これにつきましては発行の日から5回目の誕生日まで有効となっております。電子証明書の有効期限が過ぎた場合は、健康保険証利用に使えなくなります。

更新対象者の方には、地方公共団体情報システム機構 J-LIS というところより有効期限通知書が送付されてきます。更新を希望する方は、役場の窓口におきまして、マイナンバーカードと有効期限通知書を持参し、更新手続きをすることとなります。なお更新前に、マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録している場合に

ありましては、改めて申し込み手続きをする必要はありません。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

少し今の回答を私が理解できない状況にもなってきました。なお更新する場合については電子証明書が5年、誕生日5年で切れるので、それをしない場合は、前の保険証、あれが使えなくなるという形でとらえたらいいわけですね。改めてそこで手続きをしなければならないと。通知書は、国からくると、その通知書をもって役場の窓口でやれば、手続きが完了していくという形でとらえていいのか。もうちょっと。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。今議員さんが言った通りでございます。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

最初の方にも新聞でもう、様々な懸念される事案を紹介をいたしました。町内の医療や介護現場の方からもこの利用者の対応等について、何か問い合わせが来ているか来ていないか。来てたら、構わない範囲で構いませんので、紹介をしていただけたらと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。現時点では町内の医療、介護現場からの問い合わせ等はありません。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

現在は、県内全国的に病院では、電子カルテも導入をされてきております。この電子カルテも普及してきてるんですけども、このマイナ保険証にひもづける医療情報、電子カルテとリンクしていくんじゃないかなということもちょっと懸念するんですけども、このマイナ保険証にひもづけられていく医療情報っていうのは、どんな情報が記録されて、利用法はどんなふうに管理されていくのか。今、課長把握されることで、今時点でご説明いただけたらなというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。マイナンバーカードの健康保険証利用では、患者さんご本人の同意をえた上で、医療機関、薬局が患者さんの特定健康、特定健診情報、薬剤情報を医師等特定されたもののみに閲覧することが可能となっております。またご本人もマ

イナポータルから確認することができます。閲覧できる情報としては、特定健診情報として、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに、着目して行われる健診結果の情報、及び75歳以上の方については、後期高齢者健診情報を医師等が閲覧できるようにします。

情報内容としては、受診者情報、特定健診結果情報、質問票情報、メタボリックシンドローム基準の該当、特定保健指導の対象基準の回答で、令和2年度以降、実際にしたものから、直近5回分の情報が参照可能となります。

次に、薬剤情報としては、医療機関を受診し、薬局等で受け取ったお薬の情報を閲覧することができます。注射、点滴や入院中等の情報も含まれます。情報内容としては、受診者情報、過去に処方されたお薬の情報などで、令和3年9月以降に受診したものから閲覧が可能となり、3年分の情報が参照可能となります。

このような情報を医療機関や薬局で閲覧できることにより、過去に処方された薬や特定健診等の情報を医師や薬剤師が正確に把握、診療等に活用することができるため、よりよい医療情報を受けることが可能となります。このような情報は、支払基金、国保中央会で管理するオンライン資格確認等システムへ照会することとなります。

以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

個人の医療情報がかなりデータ化されて、管理されていくということになりますけども、このマイナ保険証に記録された医療情報が、についてですね、利用できるところは制限されてるって話でしたけども、現在のシステムの中では、いつこれが漏れるかどうかでわからない状況にもあります。こうした漏れた場合とか、いうようなことに対して、実施、こういう手続きの窓口になっている自治体の管理責任というか、そういうのが課せられているのか、どんなことが課されるのか、概略で構いませんのでご説明いただけたらと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。マイナンバーカード保険証利用する際には、マイナンバーカードのICチップ内の電子証明書を利用しまして、支払基金、国保中央会が管理しておりますオンライン資格確認等システムへ、資格情報等を紹介するようになるため、

カード自体には情報が記録されておりません。また情報の照会に必要なマイナンバーカードの暗証番号につきましては、ご本人に厳重に管理していただくこととなります。

現段階ではこの保険証利用で使用するデータにつきましては、資格等の情報であれば、各保険者より、薬剤情報であれば、医療機関、薬局より支払基金、国保中央会が管理するオンライン資格確認等システムへ集約され、マイナンバーカードから情報照会、当システムへ照会をかける仕組みとなっております。

そのため、自治体の管理責任となると明確に示したものの確認は取れておりませんが、市町村が管理しておりますシステム及び、市町村が保有する共有データの受け渡しまでが、責任の範囲になろうかと考えております。なお市町村で保有している資格等個人情報につきましては、適正かつ厳正な管理を要しますので、今後も引き続き適正な執行管理を行ってまいります。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

データの入力 of 段階からですね、自治体が全く無関係ではない状況の中で進行していった、現在、途中の段階で年齢によっても随分ととらえ方が違って行く中で進行していくことになります。こうした個人情報の保護っていうのは極めて重大な責任が私は問われてくるというふうに思っています。それが自治体の方にですね、丸投げされるような事態には絶対ならないように、自治体の方からも声をぜひ上の方に上げていって欲しいというふうに思います。

マイナ保険証、マイナンバーカードに関わってですね、まだまだ勉強が足りてないところあります。今日のご回答いただくことを踏まえて、さらにこれから特に高齢者の方、また障害を持っている方々、含めてですね、社会的弱者の方々に重大な問題が起こらないような手だてをどんなふうに講じられていくのか。もう少し私も勉強して、引き続き提案をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

4 つ目の質問に入ります。コロナ感染対策に関わってであります。

高知県の感染者に対する死亡者数の割合、全国でも極めて高い状況ではないかなというふうに思ってます。今年 3 月 1 日の時点で、県内感染者が 16 万 9,303 人で、死亡者が 597 人であります。県内人口は、当時 67 万 5,710 人でありまして、致死率、感染者に対しての死亡者が、の致死率が 0.353、全国でもトップにワーストワンの状態に

あるということの指摘もされているところでもあります。

私は5回目のワクチン接種の直前、昨年12月10日にコロナにかかりました、高北病院で投薬治療を受けました。熱はあんまり高くなりませんでしたけども、体の中、頭の中に何かもやがかかったような感じで、いまだに言いようのない倦怠感が残っており、コロナ感染の後遺症なのか、70歳を越えての年齢のせいなのかわかりません。しんどい状況が続いていることは事実であります。

今、診療を受けていいのか、受けるべきかどうかということも迷っているところでもあります。町内にもこうした後遺症に苦しんでる方もおいでるかもしれません。インフルエンザと同じ対応になりました。しかし、政府のコロナ対策の会議の代表もされた、尾身会長、前会長もですね、慎重な対応が必要だと指摘もされているところでもあります。この間、担当の窓口等ではですね、大変な仕事で医療現場も大変だというふうに思っております。5月8日付で、2類から5類に移行したことによって、医療現場におけるその公的な支援について少し質問させていただきたいと思います。

まず、現在、県を平均上回って、この間、町内の接種率もありました。現在の町内のワクチンの接種率、どのような状況にあるのか、年代別など、概要で構いませんので説明をいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。ワクチン接種につきましてはこの5類になった5月8日を境にして、このワクチンの接種の取り扱いも変わっております。今までオミクロン株対応としてワクチンの接種を去年の秋から進めておりますが、その部分についても、一旦5月7日で終了して、5月8日以降はですね。65歳以上、それから基礎疾患がある方、医療従事者等を対象にした新たな令和5年春回接種として進んでおりますので、ちょっと区分けをしてですね、話をしますが、去年の秋から進めておりましたオミクロン株の対応ワクチンの接種の状況、先ほど申しましたがこれも5月7日で終了しておりますが、こちらの佐川町で押さえている接種率はですね、町民の方が、65歳以上83.7%。60から64歳までが75.8%、それから50代の方が59.7%、40代が46.6%。30代が34.1%、20代が33.2%、12歳から19歳までが36.1%。このオミクロン株対応は12歳以上が対象になっております。それからその以下といいますか、小さい子供さんの状況なんですけれども、小児ワクチンの対象の方、お子さ

んから 5 歳から 11 歳まで、これが 5.2%になっています。

それから 6 カ月から 4 歳までの乳幼児の方についてもですね、これはオミクロン株ではないです。従来からのワクチンになってますけれども、3 回目まで接種された方は 3.3%という状況です。

それから 5 月 8 日以降を春回接種ということでご案内をしてですね、佐川町においても、5 月 25 日から 1 週間ほど経ちましたが、接種を進めております。実績はまだ少ないので、こちらについて予約の状況をちょっとお伝えをするんですけれども、ウェブ予約を開始してインターネット等を介してですね予約をしていただいておりますが、5 月 31 日時点で、町内 4 医療機関、それからかわせみの集団接種、これ予約していただいた方が 1,579 人でございます。で、対象者別でいきますと 65 歳以上が 1,424 人で基礎疾患等があるということで予約された方が 131 人、医療従事者等が 24 人と、いうことになっております。医療従事者と、あと高齢者施設で個別にですとか巡回等で接種する人についてはこの予約を介さずに、してる方が多くて、それが 351 人おいでになります。ということで 2 千人弱の方がこの春回接種で予約をされたりと、接種を続けているというところでございます。この春回接種については先ほど申しましたが 65 歳以上の方が大勢だいぶになりますが、約 5 千人ぐらい対象者がおいでるかなあというところですので今現時点で 2 千人弱ということで、多く見積もっても、半分以下ぐらいの予約率。いうふうな状況ということで、担当課としては情報整理をしております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

第 9 波も襲来も危惧されてる中で、5 月 8 日以降のワクチン接種についてもですね、対応していくと、対象が 65 歳以上基礎疾患、あるいは医療従事者等を限定されての、ワクチン接種の状況であります。この 2 類に位置付けられた医療の公的な支援がですね、5 類に移行したことによって、どういうふうに変わっていくのか、変わったのか、そしてまた、5 類と 2 類に変わったときによって、どういことがどんなに変わったことがわかるような比較の説明をしていただけたらと思うんですけれども。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。2 類から 5 類に変わった部分につきましては、町の広報 6 月号にも若干 1 ページで載せておりますけ

れども、大きくは感染した方、それから濃厚接触者という定義もなくなりましてけれども、そこの外出の自粛が法的になくなったということが大きいと思います。それから医療部分についても今までは全額公費負担でしたけれども、感染した後の病院にかかった費用というのは保険診療に変わっております。

それから学校とか保育園ですね、そういったところの部分でも、学校をいつになったら出てこれるかというような目安的なもの、それから保育園もそうですけども、いうところで、今まではなるかどうかとかいうところだったと思いますけれども、感染をした後感染をゼロ日として、あと5日間経過をして、症状が治った経過した後、1日を経過をすれば、基本的には学校とか保育園出ていいよというような目安が確か出たと思います。そういったところ、変わっているというところがございます。あとはマスクの取り扱いは、3月13日からこれは個人の自由、判断によるということで変わっているというふうな状況です。あとは感染者の公表方法についてもですね毎日実数で県内1感染者数は発表されておりましたけれども5月8日以降は、週に1回、保健所圏域こちらでいうと中央西の保健所管内の状況というのを、定点観測医療機関の定点観測で、発表しているというふうな状況です。大まかにはそういったところがございます。

5 番（橋元陽一君）

インフルエンザと同じような扱いになって対応もですね、医療、医療費のほうも保険診療に移行変わってくると。制限等も全部と緩和されていく状況にあります。こうした中で、ただ尾身会長も言われてましたけども、インフルエンザだと、やっばこう、コロナ感染は、質的に違うと、まだこれ絶対安易にとらえちゃいけないという指摘もされているところでもあります。この5類以降の町内の医療機関っていうの、高北病院だけなのか他の病院でも発熱外来とか入院とかですね、対応してもらえるかどうか、移行に伴って何か違いが出てきたのかどうかは、ご説明いただけたらと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

それでは、橋元議員のご質問にお答えいたします。5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴い、国からは、幅広い医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるように方向が示されました。また、新型コロナ患者

に、患者のために、特別に病床を確保するという考え方から、通常の医療体制の中で、他の感染症と同様に対応する考え方へ段階的に移行していくとされ、引き続き必要な方が速やかに、受診や検査ができるよう、外来対応や、療養等の対応する医療機関を確保するとされました。移行できるまでの間、発熱の症状のある方が円滑に受診先を見つけ、一部の医療機関に患者が集中することを防ぐため、発熱外来を行う医療機関を外来対応医療機関として指定し、県が公表しております。

当院は、5類変更前は検査協力医療機関として、発熱外来を設置して対応してまいりましたが、5類変更後は、外来対応医療機関となり、5類変更前と同様の診療体制を維持しております。

また、町内には、5月末現在、当院以外にも3病院が外来対応医療機関として指定され、県のホームページの方に公表されております。当院の発熱外来につきましては、特段に変更ありませんが、投薬につきましては、5類に変更後は原則院外処方に変更しているという状況でございます。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい、高北病院の方でも私もお世話になりました。ぜひ対応は、あの時に2類とか変わらなくて移行してきてるということですね。少し安心もしてるところであります。冒頭言いましたけども、感染後の後遺症に、で悩んでる人も多いのかなとは思ってます。こうしたことに関わって何か相談できる窓口が町内で設置されているかどうか、教えていただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。このコロナ感染した後の後遺症の相談窓口につきましては、これは県のホームページの方に載っておるんですけども、まず、感染した後ですね、感染症は直ったものの、症状がずっと長引いたりすることがあるということでもあります。代表的なものとしては、疲労感とか、倦怠感、関節痛、筋肉痛、咳、息切れのほか、集中力の低下、それから味覚障害など、多岐にわたるというふうなことであります。

多くの場合は、時間の経過とともに改善はしますけれども、一方でですね、いまだに不明な点も多いというふうにされております。

こういった症状が長引き、後遺症ではないかというふうに思われた時には、まず、普段かかっている主治医の方に相談をしていただ

きたいというふうなというふうに思っております。主治医がいない、そういったときなどはですね、後遺症の相談、診療が可能な医療機関、これは町内では県のホームページによると高北病院と清和病院というふうに記載がされておりました。そういったところにまず事前に電話等で相談をした後、受診をしてくださいということであり、必要に応じて専門の後遺症の外来等に受診を紹介する仕組みとなっております。先ほど申しましたが県のホームページに載ってはおりますけれども、町の方でもですねもう少し周知の方、してまいりたいと考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい、ぜひ周知をしていただきたいというふうに思います。先ほどもありました、保育園や小学校中学校等にもですね、対応の変化があるということがありましたけどそのことについて、保育園や小学校中学校等に何か通知をされたかどうか、ご説明いただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。町内の保育所を7園につきましては、こども家庭庁が令和5年5月に改定した保育所における感染症対策ガイドライン。これを町内の各部署に通知をしております。ガイドラインに基づいた対応をとっていただいております。少し先ほども触れましたけれども、5類移行によって、変わった点、園児や職員さんが感染した場合の登園の目安、これが発症した後、5日間を5日を経過し、かつ、症状が経過した後、1日を経過することと、いうふうに改められてガイドラインでも改められております。日常の感染対策として保育所の方では、特にマスクの職員の着用について、かなり現場で悩まれております。基本的には個人の判断となっておりますが、実際の対応としては、現在のところ、保育士等の職員さんはですね、ほとんどマスクをつけているという子供さんへの感染リスク等を考慮するというのもあってマスクをほとんどしている状況というふうに伺っております。そういったことも含めて、毎月園長さんとも情報交換をさせていただきながら、対応を検討しております。以上です。

教育長（濱田陽治君）

はい。小中学校につきましては、町長の行政報告の中で申し上げておりますので要点だけ申し上げます。校長会で協議いたしまして、

マスク着用につきましては、基本的に各家庭の判断と、ただし3密が回避できない場面や体調がすぐれないなどの場面場合にはマスクの着用を推奨すると。ただしコロナウイルス感染症自体はなくなっておりませんので、一連の対策緩和の影響も心配しており、過去の状況や今後の感染状況に柔軟に対応すると。それで各校におきましては家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保手洗いなど、手指衛生や咳エチケットの指導は変わらず行っております。また児童生徒が感染症正しく理解し、感染リスクをみずから判断した上で、これを避ける行動がとれるように、日々感染症に関する教育も引き続き行っております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい、私の質問、以上で終わります。いろんな教えていただきましてありがとうございました。私もコロナに関わって、つきましては後遺症なのか、どうなのかちょっと悩んでおりました。今日の回答見まして、近々、病院にもちょっと相談に行こうかなというところになりました。ぜひ地域で、あるいはこういう家庭では苦しんでる方もいらっしゃるかと思います。そうした声が届くような窓口をですね、ぜひもし周知もしていただきたいというふうに思いますので、そのことをお願いいたしまして、私の本議会での質問をすべてを終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で5番、橋元陽一君の一般質問を終わります。
ここで15分間休憩します。

休憩 午後3時15分
再開 午後3時30分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
引き続き、1番、齋藤光君の発言を許します。

1 番（齋藤光君）

おはようございます。1番、齋藤光です。議長のお許しをいただき、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお

願います。

まず、自治体D Xについての質問をさせていただきます。このテーマは今までも質問させていただきましたが、主に行政内部の効率化についてを中心に質問をしてきました。しかし今回は、住民の利便性向上についての自治体D Xをテーマに質問させていただきます。

まず一点目にキャッシュレス決済についてお聞きいたします。キャッシュレス決済導入は国を挙げて推進している事業であり、2025年6月までにキャッシュレス決済比率を倍増させる事を目指しております。なぜキャッシュレス決済を推進しているかの理由ですが、一つは生産性の向上のためです。これはたとえばレジ一台あたりの締め作業は平均で25分となっており、簡単に言えば完全キャッシュレス化した場合は、この手間やコストは解消できる。という事になります。

二つ目は現金決済インフラコストの削減のためです。現金決済インフラコストとは、主にATMの設置運用や銀行のコスト、店舗などではレジの設置、運用コストになりますが、これらは年間日本全体で2.8兆円かかると言われております。

三つ目はインバウンド消費のためです。経済産業省の調査によると、日本に来た訪日外国人の約7割はキャッシュレス決済などの手段がもっとあれば、もっとお金を使った。といったアンケート結果がでており、消費増加の可能性が見込まれております。

今お話をさせていただいた3つのキャッシュレス化へのメリットは、事業者目線での内容になりますが、行政でもキャッシュレス化を推進していただきたいと思っております。経済産業省によるアンケート調査内容によると、キャッシュレス決済が使えないイメージが強い場所という項目において、約半数近く49.2%の方が公共施設、公共手続きと回答しています。役場などではキャッシュレス決済が使えないイメージが強いという内容です。さらに、別団体のアンケートでもキャッシュレス決済を利用したいが、利用できない場所、という項目において、約20%の方が役場・自治体等、と回答している状況です。5人に1人はキャッシュレス決済を使いたいけど、公共施設などでは使えない現状となっている結果が出ています。

さらにキャッシュレス決済、QRコード決済を含めての利用者数、利用金額の数値も年々右肩上がりに伸びてきています。キャッシュレス利用意向調査においても、現金決済をしたい方の割合は16%、

キャッシュレス決済を利用したい方の割合は 65%となっており、これらの数値を踏まえて考えてみても、公共施設、たとえば役場窓口でのキャッシュレス決済導入は住民サービス向上に値する施策だと考えておりますが、佐川町としてはどうお考えでしょうか。住民サービスだけではなく、行政のデジタル化を推進するアプローチの一つにもなりますので、佐川町としてのお考えを聞かせてください。

町長（片岡雄司君）

齋藤議員のご質問にお答えさせていただきます。現在、本町ではキャッシュレス決済の導入をしておりません。国もキャッシュレス決済を推進しておりますので、今後本町におきましても、住民サービス先ほど議員もおっしゃいましたが、住民サービスの一環として将来的には導入していくべきだと考えております。デジタル化ということもありますのでぜひ前向きに考えていきたいと考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。早速前向きな答弁がいただけて、ありがたいなと思っておりますが、まだキャッシュレス決済を導入していない自治体が、導入に踏み込みにくい理由もアンケート結果で方向性が出てきています。主な理由として、キャッシュレス決済導入の費用対効果が不明確。住民のニーズが分からない。この 2 つがアンケート結果から主な理由として多く読み取れています。

そこでまずキャッシュレス決済導入の費用対効果が不明確、という点ですが、参考例として、高知県安芸市では 2021 年からキャッシュレス決済にて窓口料金の支払いが可能になっています。役場窓口以外にも 12 カ所にそれぞれ決済端末を置き、環境構築、その他備品を含め約 80 万円の予算で導入しております。

そしてニーズが分からないという点ですが、最初にお話したような 20%の方々は利用したいけど、利用ができない。と回答しています。しかしながら、この結果は参考にはなりますが、佐川町としての意思決定をしていくための判断材料としてはもう少し調査が必要なのかなと自分は考えております。

現時点で佐川町の公式 L I N E の友達数はフォロワー数は 2,100 人ほどです。公式 L I N E の機能で、公式 L I N E に登録している人に対してアンケート調査を送る機能があります。もちろん全員が回答してくれるわけではありませんが、佐川町のスマートフォンを

日常的に使っている層への調査として非常に有効だと考えております。公式LINEによるアンケート調査はキャッシュレス決済導入に向けた調査だけでなく、様々な調査に今後使えると思います。佐川町として、キャッシュレス決済への費用対効果の調査、ニーズの調査などを進めていくお考えはあるのかお聞きしたいと思います。先ほど前向きな答弁をいただきましたが、確認のためもう一度お願いします。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。導入にあたりましてニーズ調査ということですが、どれぐらいのニーズがあるのかとか費用対効果についてなどメリットデメリットについて、しっかりと確認をしたうえで実施したいと考えておりますし、これから進めてまいります窓口業務にかかる住民の利便性向上と職員の業務効率化につながる窓口改革の一環として進めていきたいと考えております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。佐川町としての考えを聞かせていただきました。今後も調査研究を含めて、様々な視点から考えていただきたいと思います。またその調査研究の段階で見えてくる事もあるかと思しますので、途中経過も共有していただきたいと思います。がそこら辺はどうでしょうか。よろしくをお願いします。

町長（片岡雄司君）

途中の経過ということで、ぜひ協議会のほうでもそういう調査があがってきているという結果が出ましたら、ご報告をさせていただきますと考えております。導入にあたりましては、導入対象施設の窓口とか推進部門の決定、また導入する決裁の検討とかキャッシュレス決済にかかる業務のフロー、また事務手続きの確認検証、会計処理の関連規定の整理とか、決裁事業者及び設備等手順を踏んでいく必要がありますので、そういったことを協議調査していく中で一定進捗状況をお話させていただきたいと思しますので、よろしくお願いします。

1 番（齋藤光君）

丁寧なご答弁ありがとうございます。それではキャッシュレス決裁導入についての項目を以上で終わらせていただきたいと思います。続いて自治体DXに関連して、行政における押印廃止、押印見直し、

いわゆるハンコレス化についてお聞きいたします。

2020年に「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が発表され、多くの自治体が押印廃止、ハンコレス化にむけて動き始めました。行政のデジタル化などを見据えた動きとなりますが、住民の方々への利便性向上や行政の事務効率化も期待できます。

行政が行うハンコレス化とは、ただ単に押印を廃止し、手続きを簡素化するだけではありません。内閣府が発表している「地方公共団体による押印見直しマニュアル」の中には、こう書いてあるのですが、「行政手続における国民の負担を軽減し、国民の利便性向上を図ることが目的です。それによって申請手続きのオンライン化を促進し、受付業務やその先につながる業務フローのデジタル化、それによる行政サービスの向上へとつなげる取組となります。」と記載してあります。

佐川町としても住民の利便性を向上させつつ、業務効率化もしていく、という意志を持って進めていってほしいと考えておりますが、佐川町におけるハンコレス化の現在の進行状況はどうなっているのでしょうか。現在、どこが取りまとめているのか。そして現在、押印していない書類や申請書は受け付けているのか、いないのか。まとめた質問になりますが、お聞かせください。

総務課長（片岡和子君）

齋藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。押印の見直しにつきましては現在のところ、担当課に任せている状況で役場全体として見直しに取り組むことができておりません。しかしながらデジタル化を進めるのにあたりまして見直しを実施する必要があることから、役場全体としての取り組みを本年度から始め、令和6年度中には見直しを完了させ、令和7年度からは運用できるように進めてまいりたいと考えているところでございます。またとりまとめにつきましては総務課のほうで対応させていただきたいと考えているところですが、現状や実態の把握、また見直しの検討判断など各課での作業も多くなると考えておりまして、各課と十分に調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

令和7年度には押印の見直しが完了して、多くの書類で押印が廃止されているであろうとの見込みをしているところでございますが、それまでにつきましては現行の運用でお願いをすることとなります。ただし、簡易な書類などにつきましては担当課の判断で早期

に押印を廃止することを提言するということではなく、柔軟に対応することができていければいいかなと考えております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。実際に検討が進んでいて、令和 7 年度に実行を目標としている事を確認いたしました。おっしゃるようにハンコレス化の実現は全庁横断的な事業になると思っております。具体的に令和 7 年に押印廃止を掲げて、これからスケジュールを組んで、実行していくこととなるかと思いますが、押印廃止の判断基準はどうなるのかお聞きいたします。今までは、本人確認や申請意思の確認などで、押印を使っていると思いますが、例えば認め印で押印していた部分などは誰でもどこでも買える認め印に本人確認の要素は弱いですし、身分証明書やマイナンバーカード等で本人確認が別の部分で確認、担保できるのであれば、必要性がなくなってきます。

しかしながら印鑑証明書にひもづくような印鑑を押す必要がある書類などは、ハンコレス化が難しい書類等あるかと思いますが、そのあたりの押印廃止の判断基準を教えてください。

総務課長（片岡和子君）

はい、お答えをさせていただきます。押印廃止の判断基準につきましては、現在まだ十分理解ができていないところもありますので、現段階ではっきりとしたお答えのほうはできませんけれども、今後判断の基準となります押印見直しの指針となるものを策定する予定としております。指針を策定にあたりましては、現段階では議員がおっしゃっていただいたんですけれども一つ目に押印を求める意味、二つ目に趣旨の合理性、三つ目に代替手段の可否といったような視点から進めてまいりたいと考えているところです。具体的には法令等で押印を求める根拠がないもの、押印を求める合理的理由が認められないもの、押印を求める理由が認められる場合においても押印を求める趣旨が他の手段で代替可能であるものなどは押印を廃止する見直しをする対象となると考えております。

例えば先ほど議員もおっしゃっていただきました認め印につきましても、こちらのほうは押印が求められている趣旨となります本人確認、文書作成の真意の確認、文書内容の真正性の担保、こちらのほうと照らし合わせてみますと、認め印はだれでも手に入れや

すいという観点から趣旨に対する効力が乏しく、廃止の方向になるのではないかと考えられます。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。現段階の判断基準の内容を教えてくださいました。これから全庁横断的に進めていくことになるかと思いますが、全庁横断的にというのは、言うのは簡単ですが、やはり各課それぞれの考えがあるかと思えますし、しかし判断基準よりも上の意識としては、佐川町民のためにはどうしたら良いか、を念頭に置いて、考えを進めていただきたいと思います。これは他の自治体でハンコレス化を進める際に、あまり協力的ではない課や部署からよく出てくるハンコレス化できない理由が、この書類への押印は、社会通念上必要である、という理由があまり協力的ではない課からよく出てくるそうです。佐川町ではないと思いますがけれども、皆さん全庁横断的に協力態勢と理解を深めつつ進めていただきたいと思います。ハンコレス化はただ押印をしなくていいだけがメリットではなく、押印の必要がなくなれば、紙が必要でなくなりますのでEメールやウェブ上での申請も制度上では可能になってきます。

ハンコレス化が実現して、「役場へ行くときにハンコ持っていかななくても大丈夫になったね。良かったね。」でおしまいにするにはもったいないので、ぜひ、ハンコレス化した後、その後の利便性向上など、住民サービスへとつなげられるように、しっかりと電子申請などの推進も、同時に考えていただきたいのですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。佐川町の考えをお聞かせ下さい。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。議員がおっしゃいますとおり、ただ紙にハンコ押さなくて良くなった良かったよ、という話だけではなくってこの押印見直しをすることもゆく先には書類のほうを電子メール等で受け付けるということも視野に入れての見直しとなってくると私は考えておりますので、電子メール等で全部の書類を受け付けるのか、あるいはシステムで対応するのか、押印は求めないけれども、従来どおりの提出方法とするのか、など提出方法などの手続きに関する事はこの押印の見直しが完了した後、もしくは見直しをしているのと同様進行的におっしゃいますように住民の方の利便性の向上や行政事務の効率化などの観点から検討の対象と、ひっくるめて検討していくことができればいいかなと思っております。以

上でございます。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。全部ひっくるめて難しい部分もあるかと思いますが、様々な観点から考えていただきたいと思います。今まで、住民目線でのハンコレス化をお聞きしてきましたが、行政内部の内容も少しお聞きしたいと思います。

自分が地域おこし協力隊として役場内に在籍していたころの話になりますが、回覧の書類から、決裁までハンコが非常に多く使われていた記憶があります。現在は行政内部でのハンコレス化も一緒に検討されているのでしょうか。業務の効率化のために、電子決裁などのデジタル化も進めた方が良いでしょう。と考えていますが、現状の方針をお聞かせください。

総務課長（片岡和子君）

はい、お答えをさせていただきます。昨今のデジタル化の流れ、動きにあわせまして役場も内部手続き、先ほどおっしゃっていただいたハンコいっぱい押して決裁に回すというこの流れなんですけれども、こちらのほうも業務効率化を図ることなどを目的に、研究検討をすすめてまいりたいと考えているところです。

まず、どのような文書について対応することができるのか、いっぱいいつている添付書類、こちらのほうをどうするのか。それから決裁文書、データの管理をどうするのか等どのようなことが課題として考えられるのか、それについてどう対応していくのがいいのかなどにつきまして先進事例等参考にしながら、まずは総務課の内部で研究検討を進めてまいります。本年度、総務課内で話し合いを持つように予定をしておりますので、どれぐらいかかるか不透明ですが、取りかかるようにしています。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。朝、松浦議員の一般質問の内容でもありましたが、ハンコレス化だけではなく、様々なデジタル化がこれから同時に進められていく状況ですので、取りかかることがいっぱいあるかもしれませんが、ぜひ考えて、業務効率化をしていただきたいと思います。

自治体DXに関連して、キャッシュレス決済、ハンコレス化についてお聞きしました。自治体DXに関しては、複数回質問をしてきましたが、これからも勉強してこれからは質問をしていくつもりで

すので、お互い切磋琢磨していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、空き家対策事業について、質問をしていきたいと思っております。先日、高知県庁の空き家対策チームにお話を伺ってきました。この空き家対策チームは去年新しくできたチームです。チームが設立された経緯として、高知県に移住を希望している方が物件が見つからないという理由で移住を断念したケースが年間 200 組あったそうです。年間 200 組の移住機会を逃してしまった事も人口減少に悩む高知県として厳しい結果ですが、それが 3 年連続で続いたという事実が空き家対策チーム発足の大きな要因となっています。

濱田県知事も、ご自身の県政報告会などで、空き家問題については良く言及されている経緯もあり、空き家対策についても、高知県としても力を入れている状況などのお話を伺ってまいりました。県の方でお聞きした内容を、佐川町の空き家対策へつなげる意味合いも含めながら、今回質問させていただきたいと思っております。

まず空き家率について、お聞きします。全国の空き家率の平均が、5.6%に対して、高知県の空き家率は 12.8%と全国ワースト 1 位となっています。佐川町の空き家率は何パーセントなののでしょうか。そして現在の空き家件数は何件なのか、教えていただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは齋藤議員のご質問にお答えさせていただきます。町は近い将来に発生すると言われております南海トラフ地震などへの備えとしまして、町民の皆様が、安全にかつ安心して暮らすことができる生活環境を確保することなどを目的とした佐川町空き家等対策計画を平成 30 年 3 月に策定をしております。この計画におきまして本町の空き家数に関します統計データ、こちらのほうはありませんが、統計データが存在します県内座談会の数値からみましても、本町の空き家率は 15%であるのではないかというふうに想定をしております。平成 30 年 2 月末時点での町内総住宅数につきましては 6,600 戸ということになっておりますので、これに対しまして空き家の数は約千戸程度あるのではないかというふうに推測をしているところであります。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。少なくとも状況を知ることができました。

15%程度ということですが、より詳細な情報を調査する方法はないのか。また、その予定はあるのかないのか、追加で聞かせてください。よろしくお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。現在のところこうした実態、意向調査をする計画は現在のところございません。以上です。

1 番（齋藤光君）

わかりました。ありがとうございます。それでは去年の3月議会の時点では、空き家バンクの件数が3件だったが、現時点での空き家バンクで公開されている物件数が増えているように思いますが、何件増えたのか、そして増えた要因について考えられることを教えていただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。5月末現在の空き家バンク登録数に関しましては賃貸、売買、物件含めまして13件ありまして、うち3件が現在、交渉中というこというふうになっております。先ほど齋藤議員の方から言われましたが、県の空き家対策の件でありますとか、こういった空き家に関します記事が高知新聞のほうに昨年数回掲載もされています。またまちづくり推進課におきましても、約2年間不在となっておりました移住相談員、会計年度任用職員であります。こちらが11月から配置することができました。こうした新聞などの情報提供や専属の職員が移住施策に対応するなど、こうした要因が重なったことで現在の空き家バンク登録数が増えているのではないかと、いうふうに推測をしております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。去年の時と比べて体制も変わり、新聞などで住民の意識も変わり、という推測がなされているということです。現場レベルでの努力も結果として出ている事を非常に嬉しく思います。先ほどの質問に少しかぶってしまいましたが、他の市町村では空き家に対する実態調査や意向調査を行っている所もありますが、佐川町は空き家の実態調査や意向調査を行っていたのでしょうか。それとこれから先、行う予定はあるのかももう一度聞かせて下さい。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。先ほど申しました平成30年3月に策定しましたこの時の空き家等対策への計画の策定時にはこういった調査をし

ておりません。今現在、佐川町のほうでは空き家の方は増えつつある状況でございますが、県のほうとの対策チームできでの取り組み、こういったところも含めまして、この調査が必要かつ効果的というところが判断できるようになりましたら、そういった調査なんかも検討しなくてはならないというふうには考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。調査研究を今後も続けていただきたいと思います。今まで空き家と移住をつなげるお話を私はよくしてきましたが、空き家は放置をすれば倒壊の危険性のある空き家や野生動物が住み着いてしまい、衛生上の問題等が起きてしまいます。そして、そのような空き家を特定空き家として指定する制度が 2015 年に施行されていますが、佐川町で特定空き家を指定した実績はあるのでしょうか。お答え下さい。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい、お答えいたします。佐川町ではこれまで特定空き家として指定をした実績のほうはございません。これまで特定空き家として指定を検討する程度の空き家のほうにつきましては、存在もしていた訳なんですけど、国の空き家対策、総合支援事業の活用などによりまして、建物の除却など、対応することができておりので、現在そういった実績には至っておりません。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

現在、特定空き家に指定した実績はないということで確認しました。国としても県としても空き家問題には悩んでおり、特定空き家制度ができた経緯などは理解はできるんですけども、できればこのような制度を使わずに空き家の利活用が進んでいくことが理想だと思っております。

それには、住民や空き家の持ち主の空き家に対する意識の醸成が必要だと考えています。県の空き家対策チームの方でも、空き家に対する利活用など出口を考えるのではなく、入り口としての空き家持ち主への早期決断の考えを普及など、広報啓発活動に重点をおいています。佐川町でも集落活動センターなどの、地域の方々が集まる場面での広報啓発などの講習も協力していただけると県の方が言っていました。

現在頑張っている佐川町の空き家対策ですが、これを機に高知県空き家対策チームの講習などの協力を得つつ、情報共有を

して、佐川町も一緒になって取り組んでいったらどうかと考えているが、佐川町はどうでしょうか。お考えを聞かせてください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。昨年度県が空き家対策チームを立ち上げたところ、いうところで対策を進めていることについては、町といたしましても大変心強く思っていますし、しっかりと連携を図りながらこの空き家対策に加えまして移住施策のほうも進めていきたいと考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。ぜひ、県とも協力して、佐川町の空き家問題に取り組んでいただきたいと思います。

続いて、相続登記の申請義務化についてお聞きいたします。前議会で山本議員も質問されていた内容にはなりますが、来年度4月1日から相続登記の申請義務化が始まりますが、それにあたって佐川町民に向けての周知活動についてお聞きしていきます。

元々、相続登記を含めた、不動産登記制度の見直しは、所有者不明土地の発生予防のために行われた経緯があります。今までの制度上では相続税の申告、納税は義務だったのですが、相続登記は義務ではありませんでした。そして登記期限も設定されていませんでした。不動産登記には手間も、費用もかかるので、義務ではないなら、無理に登記しなくてもいいかなと思う人が多くいました。

その結果、所有者不明土地が大量に発生してしまいました。所有者不明土地とは、相続の時などに、土地の所有者などの登記がされていなかった事などの理由により、登記簿上で所有者が分からない土地、もしくは登記簿上で所有者が判明したとしても、現在どこにいるか不明で、連絡がつかないような土地のことです。このような所有者不明土地は日本全国で増え続けており、現在は国土の22%に及び、九州より大きい面積になっています。

そして所有者不明土地の問題は、土地の管理がきちんと行われなまま放置され、周辺の環境や治安の悪化を招き、近隣住民に不安を与えることとなります。また、土砂崩れなど防災対策のための工事が必要な場所であっても、所有者が分からないために、工事を進めることができず、危険な状態が続いてしまったり、公共事業や土地開発などのための用地買い取り交渉ができず、土地活用の妨げになったりします。

こうした、相続登記の義務化、見直しの背景や、現状制度の問題点、課題なども同時に周知していくと理解が得られやすいのではないかと考えています。佐川町もこの件に関しての周知活動を行っていているとは思いますが、空き家対策にもつながってくる内容ですので、ぜひ丁寧に分かりやすい形での周知を模索していただきたいと考えていますが、そのあたりのお考えはどうでしょうか。周知活動について、お聞かせください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。令和6年4月1日からの義務化となります相続登記の申請の周知につきましては、本年4月に税務課のほうから固定資産税の納付書のほう発送する前に、法務局が作成しましたチラシ、こちらのほうを同封いたしまして、案内のほうをしております。また固定資産の名義人が死亡された場合、相続登記が完了するまでの間、相続人代表の方を決めていただく説明のほうを税務課のほうでもしている訳なんです、その際に相続登記の申請義務化につきましても今後あわせて、説明のほうをさせていただくようにしています。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。現状おこなっている周知活動も効果的だと思いますが、さらにどうやったら伝わるか。どうやったらもっと周知ができるか、もう少し考えて模索していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問は以上となります。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、1 番、齋藤光君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なし、と認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議を6日の午前9時とします。

本日はこれで延会します。

延会 午後 4 時 15 分